

平成27年2月19日

平成26年度第10回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第9回審議会会議録の確認について

2 議 題

一般廃棄物処理基本計画の策定について（審議）

3 その他

(別紙)

一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成26年12月19日から平成27年1月19日まで

意見提出数：81件

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全体について	小金井市のごみ問題は、市民説明会1回では中身の説明が不十分である。もっと市民説明会を数回開いて市民によく知らせて欲しい。	市報など様々な機会を用いた周知に努めます。
2		市は小金井一般廃棄物基本計画（案）を一般市民にもっと時間をかけて丁寧に知らせ、実践して欲しいと思う。	
3		本計画(案)の文書は、誰が作成し発行したものなのか責任が明確にされていない。本文の初め、または巻末に問合せ先の記述があるべきだ。	問い合わせ先については、巻末に行政担当課の連絡先を記載します。
4		本計画(案)はどのような立場で書かれたものなのか。「～を図ることが求められます」、「～の充実が求められます」といった記述が多く、第三者が批評しているようだ。主体的に行動する意思を表すべきではないか。当事者意識で書かれておらず、自分たちがやっている事業を点検し評価するという主体的な姿勢が失われている。	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
5		本計画書の主体は誰なのか。行政担当者が、どのような行動(施策)をとってきたのか、そしてどうなったのか、今後どうすべきかを、当事者として記述するべきである。	
6		本計画書(案)に記載されている理念は、大筋として誰しも賛同できる内容であるが、理念について、何をどのような方法で、いつ頃までに、どれだけ、どうしたいのかといった具体的な計画案が記述されていない。	
7		一般論としてこのような計画書は(i)現状現状の理解と現状の量的把握と分析、(ii)問題点の指摘と分析現状を点検して問題点を抽出する、(iii)解決策(解決の方向)⇒解決策の立案と検討、(iv)次期計画(iv.1)基本方針、(iv.2)詳細設計(詳細計画)のように構成するべきだ。また、PDCAサイクルの考え方を導入すれば、具体的に前計画の問題点を反省しながら、次への飛躍と充実化の見通しを持って基本計画を作る事ができる。	PDCAサイクルによる考え方は基本計画にも記載しています。具体的な施策の検証については毎年度作成する処理計画の中で記載を検討します。
8		本計画書(案)は前計画書の計画期間満了より1年前倒して作られたものだが、その1年を利用して、より充実した内容に作り直すことを期待する。	本市は現在、日野市、国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を進めています。この整備事業を進めるにあたり、基本計画の早急な策定が必要になったことをご理解ください。
9		将来像は「3R推進循環型都市小金井の形成」だが、具体的な市の取組は10年間で10%減量(356g/人・日)だけで、生ごみ、可燃ごみなどの個別・具体的な減量手法、目標数量を明示して取り組むべきだ。計画(案)は評論的で同じような文面が繰り返され、積極的な行政の意欲が感じられない。	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策と目標値については毎年度作成する処理計画に記載します。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
10	第1章 本市の現状と 課題	現状の認識と課題を一緒に記述しようとして、課題の指摘と原因の分析が曖昧になっている。現状として、データを表とグラフに表わしているが、データの表す状況や何らかの変化・増減が起きた時の原因を考察していない。(P4～10、P28～35)	本章は前計画の実施状況についての報告となります。それを踏まえて第4章で課題として整理しています。
11		各図表について、データを羅列しているだけで分析が不十分である。(P4～P11)	
12	第1節 前計画における 数値目標と 実績	市のごみの量の現状を分析するのに、一人あたりのごみ量から分析を始めるのはおかしい。最初に着目すべきことは、市全体の排出するごみの総量である。(P4)	本節は、前計画の構成に沿って表記したところですが、分かりやすさを踏まえ、再度構成を整理します。
13	第2節 ごみ・資源排 出量・処理量 の推移	グラフの傾向を記述しているだけで、考察が一切なく、第4節 課題に繋げることが出来ない。(P6～9)	本節は近年の傾向を示したものとなります。それを踏まえて第4章において課題として示しています。
14		「増減を繰り返しつつ」という表現が頻繁に使われているが、「増加傾向にあります」「減少傾向にあります」とどういった関係にあるか分からない。(P7)	本節は平成18年度からの推移を示しており、起点である平成18年度と比較すると途中年度間では増減があるものの、全体の傾向として増加傾向又は減少傾向にあることを表記しています。分かりやすさを踏まえ、再度構成を整理します。
15		図1-8焼却処理量の推移で、H23年度に約800tの6%減少したが、これは落ち葉・剪定枝の回収方法を変更し回収量が増加したからではないか。剪定枝を除いた家庭系燃やすごみは減っておらず、今までの啓発だけでは増えてしまう可能性もある。剪定枝はすぐに飽和してしまい将来性は期待できないかもしれないが、何か剪定枝のような画期的なことを提案してほしい。(P8)	本市では、くつ・かばん類の拠点回収やリユース食器の無料貸出し、難再生古紙の拠点回収などの未活用資源の有効利用にも取り組んでおります。今後も、新たな減量及び資源化施策について検討・展開に努めます。
16		図1-8焼却処理量の推移において、事業系ごみが減っていることの原因を追究していない。これは事業系ごみの収集方法と処理手数料の高さによるものではないか。事業者独自あるいは共同して適正に処理をする、事業者の法令の遵守、拡大生産者責任の追及、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進から見ると非常に理にかなっている。しかしごみ処理手数料の三市の違いから「事業系可燃ごみ約2000tが日野の新施設に搬入されることも想定される」と、真っ向から反するような提案をしている。(P8)	事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理することが原則となります。行政として、今後も指導等施策を進めます。
17		最終処分量の推移で、排出量がH24年度からH25年度で増加に転じているにもかかわらず埋立処分量・焼却灰ともに減少しているのはなぜか。(P10)	本市では、不燃系ごみの資源化処理に努めていますが、資源化することができない不燃系ごみの一部は埋立処分しています。この埋立処分量の減少については、市民の皆様の分別の徹底によるものであると考えています。また、焼却灰は、焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生するものです。焼却灰の減少については、燃やすごみの量が減少傾向にあることが要因であると考えています。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
18		ごみ処理経費で、旧二枚橋衛生組合分を除く市民1人当たり及び1t当たり年間ごみ処理経費は、「多摩地域の平均値を上回っていますが、ほぼ横ばい傾向」とあるが、多摩地区と比べて数倍高い。この記述はごみ処理経費の高止まりの認識がないと思え、ごみ減量へのモチベーションを失うことになる。(P10)	現在、本市は資源化施策にも力を入れております。ただし、資源化を図るには費用をかけて進めなければならないものもあり、他市に比較すると高いコストとなっています。基本計画においてもごみ処理コストについての記述をしており、コスト意識を高めた上での施策展開を図っていかねばならないと認識しています。
19	ごみ処理経費で、二枚橋分の費用を除いた市民1人あたり及び1tあたり年間ごみ処理経費が「多摩地域の平均を上回っていますが、近年は、ほぼ横ばい傾向で推移」とあるが、ごみ処理経費の高止まりを課題として提示していないのはなぜか。この課題を認識していないと、3R推進と啓発のための大きなモチベーションを欠くのではないか。(P10)		
20	図1-12、図1-13の市民1人あたり及び1tあたりの年間ごみ処理経費で、平成24年度について1tあたりの年間ごみ処理経費は多摩地域平均64,202円、小金井市111,425円と高い。なぜ2倍弱の処理経費になっているのか、説明と対策を示すべきだ。(P11)		
21	表1-3ごみ処理経費の表で、ごみ排出量のデータは、図1-1～図1-10のどのデータを参照したものか。(P11)	表1-3のごみ処理経費のごみ排出量は、図1-4、1-5のごみ排出量と表1-2の集団回収量の実績の合計となります。	
22	第3節 前計画の施策 実施状況	P12からP21にわたって前計画の施策実施状況を説明しているが、どのような停滞、失敗、成果が出たのかの言及がない。(P12～P21)	本節は実施状況についての報告となります。いくつかの項目につきましては、施策を実施する中で見えた問題点等を記述しております。それを踏まえて第4章にて課題として整理しています。
23		市民に対する呼称として、「者」は不適切な表現である。「～の者」という表現は、上位の立場から下の立場の人物を指すときに使われる表現である。「～の方」あるいは「～の市民」と表現すべきだろう。(P12)	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び条例施行規則に基づき「町会・自治会などから推薦を受けた者」「一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者」という表現としましたが、ご指摘の点を踏まえ、本計画では「市民」に訂正します。
24		「発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり」で、市民に対する表現として「ひとづくり」というのは、いかがなものか。「ひとづくり」との記述は、「ごみの発生を抑制するよう市民の意識を変えていただくこと(市民の意識改革)」のようなつもりで書いたのではないかと推測する。(P12)	「ひとづくり」とは、地域コミュニティの中で、一人でも多くの市民の方に、高いごみ減量の意識をお持ちいただくことを意図したものです。
25		「ごみゼロ化推進員」「ごみ相談員」「清掃指導員」の行政上の位置づけ、やるべき仕事の範囲と権限、役割分担、報酬・謝礼などを体系的に整理し、明記しておくべきだ。(P12)	ごみゼロ化推進員、ごみ相談員、清掃指導員ともに、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び条例施行規則において位置づけられており、清掃指導員はごみ対策課の職員です。また、ごみゼロ化推進員及びごみ相談員は、市民ボランティアが中心となっています。ごみゼロ化推進員の活動実績は、毎年作成している清掃事業概要において記載・公表しています。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
26		ごみゼロ化推進員の詳細な活動内容と実施した実績を整理し記録として正確に残しておくべきだ。またその効果について、アンケートなどで評価する必要がある。実施したことの行政上の評価がない。費用対効果も含めて考察するべきである。(P12)	ごみゼロ化推進員の活動実績については、毎年度作成している清掃事業概要において記載・公表しています。
27		「ごみゼロ化推進委員による活動の展開」の中で、地域コミュニティにおける活動でどんなことをしたのか、どんな効果があったのか、費用対効果を含めて具体的に分析するべきである。また、「図ることが求められます」という表現もおかしい。(P12)	主な活動内容については、表1-5に記載しています。また、表現については再度整理します。
28		表1-5各部会の主な活動内容についても、もっと具体的に記述するべきである。(P13)	ごみゼロ化推進会議の各部会の活動実績については、毎年度作成している清掃事業概要において記載・公表しています。
29		「求められます」という表現が多用されているが、実施状況に記載する表現としておかしい。また誰が誰に求めているのか曖昧である。情報発信やホームページの充実が求められるのは、行政自身のはずだ。(P13、14)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
30		生ゴミ堆肥化容器コンポスト（三甲D70型コンポスター）に関する記載が、市のHP上からいつの間にか削除されてしまっている。3年ほど前には、市のホームページ上に、写真と記事が掲載されていたが、最近は検索しても見られない。情報の提供の一つとして、復活していただきたい。(P15)	生ゴミ堆肥化容器については、更なる利用拡大に向けて、市ホームページでの情報提供に努めます。特定の機種を推奨することは困難と考えています。
31		リユース・リサイクルに関して、包装容器・ペットボトル・空き缶は、ドイツではデポジット制を採用しているそうだ。将来はデポジット制による回収に向かうべきだろう。そのための第一歩を踏み出してほしいものである。(P16、17)	ご指摘の点については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
32		「市施設のごみゼロ化行動計画の策定」で、その評価はいつ行うのか。後期計画期間において、前期計画期間の進捗状況を検証するとは、平成32年以降の対応に間に合わせるということか。庁内に設けた6つのごみゼロ化推進部会で策定した計画と取り組みとは、どのようなものか。(P17)	市施設のごみゼロ化行動計画の実施状況については、市ホームページで公開しています。
33		庁内に設けた6つのごみゼロ化推進部会とは何か。策定した計画と取り組みとはどのようなものか。(P17)	
34		【重点】とは、どのような位置づけか。重点施策であればもっと詳しく記述、評価すべきではないか。(P17)	本節は、前計画において重点項目と位置づけられた施策の実施状況を表記しています。
35		「家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進」の文中に「更なる」がしばしば見受けられるが、更なる対応は、その効果を評価した上での話であるべきと思うが、なぜ評価が無いのか。(P19)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
36		「生ゴミ堆肥化事業の推進」で「食品リサイクル堆肥は～野菜や果実の栽培に利用されています」とあるが、これまでどの程度利用されているのか、具体的な実施状況を記述すべきだ。(P19)	食品リサイクル堆肥事業の実施状況については、再度構成を整理します。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
37		「生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます」の記述は、前計画の施策実施状況に記述する内容なのか。今後の基本計画でも、実験事業の今後の方針について全く触れられていない。また、実験事業の説明がない。(P19)	P19の生ごみ堆肥化事業の推進において、堆肥化実験についての表記をしています。また、表現については再度整理します。
38		表1-7生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績は、どんな機器に何件申請があったのか、機器種別に分類・集計し、持続活用性、減量効果、市予算に対する費用対効果を分析すべきである。(P19)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
39		「求められます」のような、他人事のような表現が多い。市職員であるごみ対策課が自らそれを実行しなければならぬのではないかと。当事者意識の欠如が表れている。(P18、19)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
40		廃棄物会計への取り組みで、廃棄物会計の改善について述べていますが、具体的にどのような問題点があり、それをどうすれば解決する見通しがあるのか示さなければ意味がない。具体的に問題点を挙げて分かりやすくするための手直しが必要だ。また、廃棄物会計の有効活用については、市報に会計を掲載することを継続するなど具体的な提案がされていると思う。(P24)	廃棄物会計については、市報や毎年作成している清掃事業概要において記載・公表しています。今後も分かりやすい情報公開に努めます。
41		進捗状況の点検・評価は、この意欲的な文章が、本基本計画においてはただ単なるお題目になっている。(P24)	各年度毎の実施目標については、毎年度作成する処理計画の中で記載していきます。具体的な施策の検証については、同計画の中での記載を検討します。
42		「全市的なごみ減量努力」で「より一層ごみ減量および資源化の推進に取り組むことが必要です」の記述も前計画の施策実施状況の内容にそぐわない。(P27)	本計画が目指す、循環型社会の形成を進めるとともに、処理施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要です。ご指摘の点をふまえ、表現については再度整理します。
43	第4節 小金井市の抱える課題	ここに記述されているのは、課題ではなく、対応策である。一部を除けば、ごみ減量の一般的な方策について書かれているのみである。前段で分析し、それらの重要度も明らかにしなければ、具体的に対応が必要な課題は出てこない。(P28～35)	本節では課題を記載するとともに、計画に繋がる事項についても表記しています。
44		小金井市の抱える課題について、小金井市が独自に抱える問題には目をつぶり、総じてどこの市にでも通じる問題を挙げているに留まっている。小金井市が独自に抱える問題は1.平成31年度まで広域支援を受け続ける、2.以降は3市共同処理で日野市の焼却場をお願いする。の2点が最も大きいはずである。これについて、どうやって実現することができるか、について詳しい数値評価とその解決方法を示さなければこの項目を立ち上げた意味がない。例えば小金井市が燃やすごみのうち生ごみをHDMなどにより、減量することにより日野市の負担の軽減に大いに軽減することになるはずである。(P28～35)	本市は現在、日野市、国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を進めています。本計画が目指す、循環型社会の形成を進めるとともに、処理施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要であると認識しています。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
45		発生抑制に関して、市の排出するごみ総量を減少させることが最重要課題であるという点については、大筋として賛同できる。ごみの減量化をするためには、ごみの種類(組成)と量を正確に把握・分析をする。減少化対策は排出量の多い種類に着目して対策を考えるべきである。また、コストを軸に分析をする必要もある。このような手法で、近い将来のごみ減少化の具体策と量的目標を設定してゆく必要がある。本計画書(案)では、理念や建前だけが述べられており、いつ頃までに、どのような方法で実現させるのかというプランが書かれていない。重要なことは、実データを正確に把握し分析をすることである。(P28、46、47)	今後ごみ量の把握やごみの組成分析など、様々な分析を重ねていき、次の施策へとつなげていくことが重要であると認識しています。
46		家庭から排出される生ごみは、分別をうまく行えば、コンポスターや堆肥化などの方法によって、安い費用で減少させることができる。(P31)	現在実施している生ごみに関する施策は継続していかなければならないと考えています。また、今後も生ごみの更なる有効利用について調査・研究を行っていきます。
47		「生ごみ堆肥化事業の推進」で生ごみ分別収集の試行についての記述がないのは、どのような審議会での議論の結果か。(P31)	現在実施している生ごみに関する施策は、継続していかなければならないと考えています。また、今後も生ごみの更なる活用方法について調査・研究を行っていきます。小金井市ごみ減量等推進審議会からは、現時点において、生ごみ分別収集の実施は難しいという見解をいただいています。
48		「ごみ減量化処理機器の利用者拡大に伴う生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥の活用方法を見据え、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要」と書かれているが、どの程度の利用者拡大を見込んでいるのか。(P31)	具体的な施策の検証については、毎年度作成する処理計画の中で記載を検討します。
49		リサイクル推進協力店認定制度事業についての施策の具体性が無い。(P16、33、58)	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策については毎年度作成する処理計画に記載します。
50		転入者へのごみ処理の啓発は非常に重要である。他市の事例を小金井市でも取り入れてほしい。(P32)	転入者対策は重要だと認識しており、P53に転入者への啓発強化として表記しています。今後も、行政関係機関及びごみゼロ化推進員などと協力し、積極的に取り組んでいきます。
51		リサイクル推進協力店認定制度の拡大」で、「事業者と行政が協力し取り組みを展開する」とあるが、「市民、事業者、行政が一体となって連携し、協力して取り組みを展開することが必要です」に変更してほしい。(P33)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
52	第2章 基本方針 第2節 基本方針	基本方針の「発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組」の中に「分別排出、資源リサイクルの推進」も含まれると考えてよいか。(第1草第3節では、項目として別になっているが)(P37)	3Rとは、発生抑制、リユース、リサイクルであり、この中でも発生抑制を最優先としていますが、分別排出、資源リサイクルも不可欠であり、含まれています。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
53	第3節 市民・事業者・行政の役割	市民と行政の役割について述べているが大事なことは、市民が市民の役割の中に書かれていることの啓発を受けながら実行することである。「この仕組みをつくるので是非頑張ってください」という表現がない。行政の役割は市民が実行しやすいように、個々の問題ごとに具体的な仕組み、システムの構築を提案することである。(P38、39)	市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなどの施策の展開を表記していません。行政として各施策や取組がスムーズに推進できるよう、様々なシステムの構築を進めていきます。
54	第4節 本計画の目標値	「平成36年度までに家庭ごみの排出量を多摩地域で最小レベルにするため、目標値356g/人・日以下とする」とあるが、ごみ種類別の目標内訳を設定しないと燃やすごみの減量目標も出てこない。(P40)	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策については毎年度作成する処理計画に記載します。
55	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を396g/人・日としているが、市民がごみ減量を協力するにあたり、目標設定値が妥当であると理解出来ることが一番大事である。その根拠とその妥当性を示すべきである。減量目標値はどう出したか、どんな経験と考察でこの算出結果が妥当なのか、説明されておらず不可解である。(P40)		
56	家庭系ごみ1人1日当たりの目標排出量は示されているが、可燃ごみや不燃ごみなどの種類別減量目標値がない。個別目標値の設定をするべきだ。(P40)		
57	第5節 将来予測	「ごみ量の推計値」でごみ量推計値の現状推移の具体的な想定条件はどのようなものか。(P42、43)	現在実施中の施策を、今までどおり取り組んだ場合を想定しています。
58	事業者の役割の記述と、将来予測(P43)の事業系可燃ごみが新たに2000トン増加すると予測した文言は矛盾しており、市民を混乱させるだけでなく、本計画案自体の信頼性も損なわれかねない。削除または「今後、共同処理を実施するにあたり、ごみ処理手数料の改定に伴う事業系可燃ごみの増加が懸念されます。しかし、できるだけ事業系可燃ごみを減量するための施策は継続していきます」にとどめておいてほしい。(P43)	事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理することを原則とし、行政として、今後とも指導等施策を継続していきます。	
59	市民1人1日あたりの家庭系ごみ量の比較の中で、現状推移と目標達成時を比較しているが、目標達成は、現状施策に加え更なる取り組みを行っても困難であり、落ち葉・剪定枝回収方法を変更したような新たな施策をしなければ到底達成できない。(P43) 減量にはHDMが最もふさわしい候補であり、HDM実証実験は小金井市議会で全会一致で採択されています。採用するしないに関わらず、生ごみに目を向けて検討をしていないのは不自然だ。	本市では、この間、くつ・かばん類の拠点回収やリユース食器の無料貸出し、難再生古紙の拠点回収などの未活用資源の有効利用に取り組んでおり、今後も適宜、新たな方法について検討していきます。また、生ごみについても更なる有効利用について調査・研究を行っていきます。	
60	第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	全体に「推進」、「促進」、「支援」、「徹底」の言葉を多用しているが、これらの言葉だけでは、基本計画にならない。(P45～70)	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策については毎年度作成する処理計画に記載します。
61		「強化」(既存の枠組みの拡大)と「充実」(既存の枠組みの向上)の説明があるが、「拡大」と「向上」の違いが明確でない。(P45)	現在実施している施策についてその枠組みそのものを拡大していく施策と、その枠組みの中での質や量の向上を図る施策とに分けたものを表現しています。ご指摘の点をふまえ、表現については再度整理します。



No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
62	第2節 発生抑制を最 優先とした3 Rの推進	小金井市の計画(案)の施策のほとんどは市報やその他の広報活動などの啓発強化によりごみ減量を進めていくとしているだけだ。本当に市民・事業者・行政の3者が一体となった具体的な施策を示してもらいたい。(P46、55)	ご指摘の点については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
63		リユースの取り組みについて、中古品のマーケットを行政が開業する、また奨励育成するという取組が一つの特徴となることを目指すという点が盛り込まれるべき。(P48)	ご指摘の点については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
64		「リユースの推進」は、具体性が無い。情報発信と周知という言葉を多用して向上を表現しているのか。(P48)	リユースできるものを有効活用するためには、効率的なリユースルートを構築し有効利用先を確保することと同時に、更なる啓発活動を行うことが重要であると考え、このように表記しています。
65		くつ・カバンの拠点回収にぬいぐるみを追加し、さらに拠点数を増やすべきだ。(P48)	くつ・かばん類の拠点回収にはぬいぐるみも含まれています。ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページなどでも情報提供をしていますが、更なる周知の徹底を図っていきます。
66		「取組内容」は「検討します」で良いのか。「分別の徹底」では、組成分析の実施について「分別の徹底に向けた有効な施策を検討します」とある。また、「正しい分別方法の周知」では「今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要がある場合には、分別方法の見直しを含め状況に応じた対応を検討していきます」とある。(P49)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
67		P46～59で発生抑制を最優先とした3Rの推進について各項目の説明を行っているが、お題目だけで具体的に何をどうするのか触れていない。HDMのような消滅タイプと違って、堆肥化は分別が大変難しい。こう考えると堆肥化事業による生ごみ減量には将来性がないのではないか。(P46～59)	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策については毎年度作成する処理計画に記載します。
68		転出入の多い小金井では粗大ごみの排出量が近隣自治体に比べ多いと言われている。3Rを優先的に推進するには、粗大ごみのリユース促進は欠かせない。この仕組みを市民に周知徹底することがごみ総量の減量に有効だと考える。「取り組み内容」(P47)に「粗大ごみのリユース推進」の文言を導入してください。また、第二庁舎に不用品交換コーナーが設置されているが、市民への周知が足りていない。「不用品交換のコーナーをさらに周知し、充実させます」も導入してほしい。(P47)	粗大ごみのリユースの促進は重要であることから、表現については再度整理します。不用品交換コーナーについては、今後も関係部署との連携を図っていきます。
69		処理基本計画で示された施策を進めていくためには、清掃指導員とごみゼロ化推進員の活動の強化が必要と思う。特に単身者住宅の分別の徹底を清掃指導員にお願いしたい。ごみゼロ推進員も共に出来ることを考えていきたいと思う。(P49、55)	単身住宅への分別指導の徹底は重要であると考えています。今後もごみゼロ化推進員と清掃指導員との連携強化を進めていきます。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
70		小金井市から出される紙ごみをトイレットペーパーに作り替えて、公共施設で使用したりリサイクル店で販売し、大きく表示してアピールする。また、回収した生ごみで堆肥を作り農家で使い、出来た生産物を市民が購入するというルートの中に生産者と市民が直接交流する場を設ける。(P50、51)	現在、庁舎内から発生した紙ごみについては、ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどに再生されています。また、公共施設においては再生紙を使用したトイレットペーパーを利用しています。更に、市内農家では、食品リサイクル堆肥を活用し野菜作りをさせていただいております。今後もより一層の情報提供と事業の推進を図っていきます。
71		「生ごみ堆肥化事業の推進」で「推進します」とあるが、推進には何が必要か、どうするのかという視点が無い。現状やっていることを「周知」「強化」するだけでよいのか。今後の「検討」「見直し」「調査・研究」でよいのか。強化する具体例(P52)を教えてください。(P50、51)	今後も生ごみの更なる有効利用について調査・研究を行っていきます。また、ご指摘の点をふまえ、表現については再度整理します。
72		市をあげて生ごみ減量を大々的にやってほしい。ごみ処理にお金がかかりすぎている。3市共同処理の小金井市の経費は明確にしてほしい。生ごみ分別収集は必ず実行してほしい。(P51)	今後も生ごみの更なる有効利用について調査・研究を行っていきます。また、本市は現在、日野市、国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指して整備事業を進めています。進捗状況などについては、今後できるだけ速やかにお知らせします。
73		枝木・雑草類・落ち葉の有効利用について、雑草類・落ち葉は家庭から出される「ごみ」ではなく、各家庭で自家処理し資源として活用するというを市民に広めていく。(P51)	各家庭での自家処理は重要であると認識しており、啓発活動など強化していきます。
74		未活用資源の有効利用方策の調査・研究について、今、未活用資源として残っているのは家庭用廃油である。すでに市民レベルで少しずつ回収が進められているので、その経験と経過をもとに市との協働で全市的に広げていく方法を考えていきたい。(P51)	ご指摘の点については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
75		前計画で、重要な施策に位置づけられた生ごみ分別・収集による可燃ごみの減量・資源化施策が削除されている。他市では生ごみ分別収集による成果をあげており、そのうち1市は生ごみ全量を資源化する計画を決めている。可燃ごみの約半分を占める生ごみは、ごみ減量の切り札であり、小金井市こそ生ごみ分別収集・別途処理による減量に取り組むべきだ。(P51)	今後も生ごみの更なる有効利用について調査・研究を行っていきます。
76		「事業活動における3Rの推進」で事業者が処理する場合のただし書きは必要か。「推進」の内容に合わない。(P57)	ご指摘の点を踏まえ、表現については再度整理します。
77		「事業活動における3Rの推進」の発生抑制の推進、リユース・リサイクルの推進で従業員の意識向上に向けた取組を推進するのは、行政か。(P57)	事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。事業者としての責任を果たすことが大前提となります、行政としては、各事業者における従業員の意識向上に向けた支援をしていきます。

No.	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
78	第3節 安心・安全・ 安定的な適正 処理の推進	「新可燃ごみ処理施設の2019年度中の稼働目指し、整備事業を実施します」とあるが、この整備事業とは何か。整備事業には施設建設事業に加えて環境周辺整備事業も含まれるのか。また、建設事業費、周辺環境整備費はどのくらいなのか。なぜ全容を市HPに載せないのか。(P61)	新可燃ごみ処理施設については、平成26年1月に3市による共同処理を目指した覚書を締結し、平成31年度中の稼働を目指して、新可燃ごみ処理施設の整備事業を進めています。今後も進捗状況などについては、出来るだけ速やかに市民にお知らせします。
79		「広域的な連携」で「埋立・エコセメント化事業を推進します」は、誰が、何をすることか。(P63)	埋立・エコセメント化事業は、本市を含む25市1町から構成される東京たま広域資源循環組合組合で処理を行っています。本市は、構成市としての責任を果たし、市民とともに現在の広域連携を推進していく必要があると考えています。ご指摘の点をふまえ、表現については再度整理します。
80	第6節 計画の実効性 を高める仕組 み	「PDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。」とあるが、本計画書自体がPDCAサイクルの考え方になっていない。本市の現状と課題において、数量的な点検と評価が不十分なため、PDCAにおけるチェックが機能していない。(P69)	基本計画は大綱的な位置づけであり、具体的な施策については毎年度作成する処理計画に記載します。
81		「計画の進行管理」の中でPDCAリサイクルについての記述があるが、本基本計画(案)の内容では、前期の評価がきちんとされておらず、明確な目標設定もされていないので、初めから実効性が期待できないと考える。(P69)	

# **小金井市一般廃棄物処理基本計画**

**循環型都市小金井の形成**

**～ ごみゼロタウン小金井を ～**

(案)



## 目 次

序 章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
<b>第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画</b>	<b>4</b>
第1章 本市の現状と課題	5
第1節 ごみ処理の状況	5
第2節 前計画における数値目標と実績	15
第3節 前計画における施策実施状況	17
第4節 本市の抱える主な課題	33
第2章 基本方針	41
第1節 目指す将来像	41
第2節 基本方針	42
第3節 市民・事業者・行政の役割	43
第4節 計画の目標値	45
第5節 将来予測	47
<b>第3章 施策の展開</b>	<b>49</b>
第1節 計画の体系	49
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	51
第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進	65
第4節 廃棄物処理を支える体制の確立	69
第5節 生活環境保全の推進	72
第6節 計画の実効性を高める仕組み	74
<b>第2部 生活排水処理基本計画</b>	<b>76</b>
第1章 生活排水処理の現状	77
第1節 収集運搬処理状況	77
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	77
第2章 今後の取組	78
第1節 本市における取組	78
第2節 災害時の対応	78

## 序章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成18年(2006年)3月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成19年(2007年)4月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設において最終処分しています。施設の所在する日の出町住民に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年(2014年)1月、日野市・国分寺市・本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。これに基づき、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施しています。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成27年(2015年)度から計画を1年早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

## 第2節 計画の位置づけと対象期間

### 1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である小金井市基本構想・基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

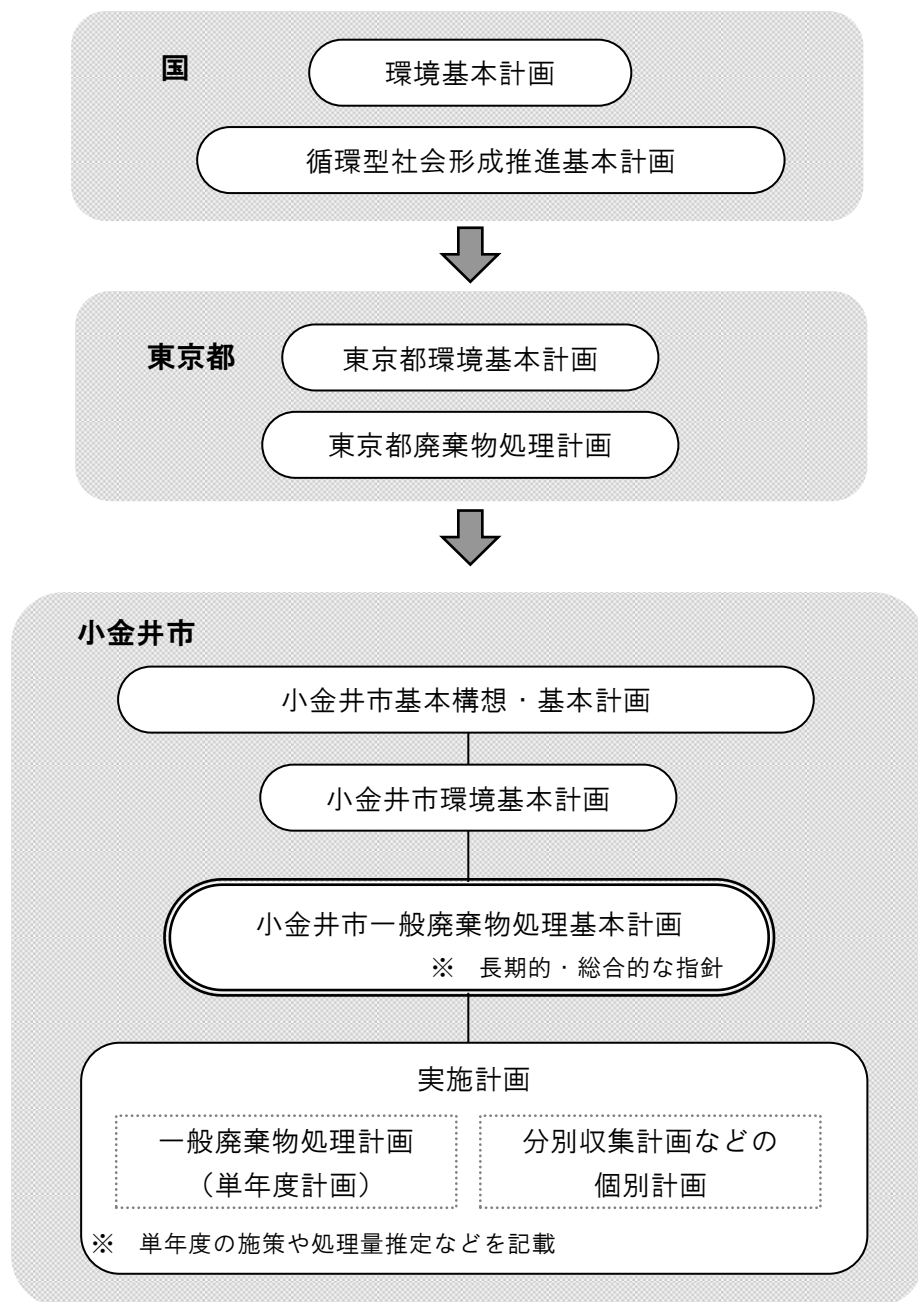


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ





## 第 1 部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

---

# 第1章 本市の現状と課題

## 第1節 ごみ処理の状況

### 1 ごみ処理体制

#### (1) 家庭系一般廃棄物

本市では、家庭から排出される廃棄物を、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源物」の区分に分類しています。分別区分ごとに排出されたものは、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に排出されたものを収集(回収)しています。また、資源物の一部は拠点回収を実施しています。

家庭系一般廃棄物のうち「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチックごみ」は、家庭用市指定収集袋を使用して排出することとしています。ごみ・資源物の分別区分、内容、回数/体制、排出方法は、以下のとおりです。

表 1-1 戸別収集(回収)

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙・落ち葉(2袋まで)など	週2回/委託	市指定収集袋(黄)	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	市指定収集袋(青)	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製のもの	週1回/委託	市指定収集袋(青)	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・ライター・水銀体温計・電球型蛍光灯	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	ガラスびん(飲料用・食料品用)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓子缶・茶缶など)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用(醤油・みりんなど)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
段ボール		週1回/委託	紙ひもで縛る	

資源物	古紙・布	雑誌・ざつがみ	週1回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッター紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさは30cm程度まで）・雑草類・落ち葉	指定日/直営・委託	<申込制> 枝木 ひもで縛る（1束から） 雑草類 透明又は半透明の袋（1袋から） 落ち葉 透明又は半透明の袋（3袋から）
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物	週1回/直営	<申込制> 市指定専用容器に入れる	

表 1-2 拠点回収

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月2回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（醤油・みりんなど）	週3回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食用品用）	月3回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週1回/委託
	乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物など	週2回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

## (2) 事業系一般廃棄物

事業所から排出されるごみ・資源物については、事業者自らの責任において、自己処理をすることが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均 10kg 未満又は臨時に 100kg 未満の量を排出する事業所は、事業用市指定収集袋により排出することができます。また、資源物の一部(古紙、枝木・雑草類・落ち葉)については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。

### (3) ごみ・資源物処理の流れ

本市のごみ・資源物処理の流れは、図1-1～2のとおりです。燃やすごみについては平成19年3月の二枚橋衛生組合の焼却炉の停止以降、多摩地域の自治体・一部事務組合に焼却処理をお願いしています。焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルされています。一方、燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ・有害ごみは、中間処理場で破碎・選別など処理した後、資源化などの処理を行っています。資源化できない不燃系ごみの一部は、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分されています。資源物は、分別区分ごとにそれぞれ資源化処理されています。

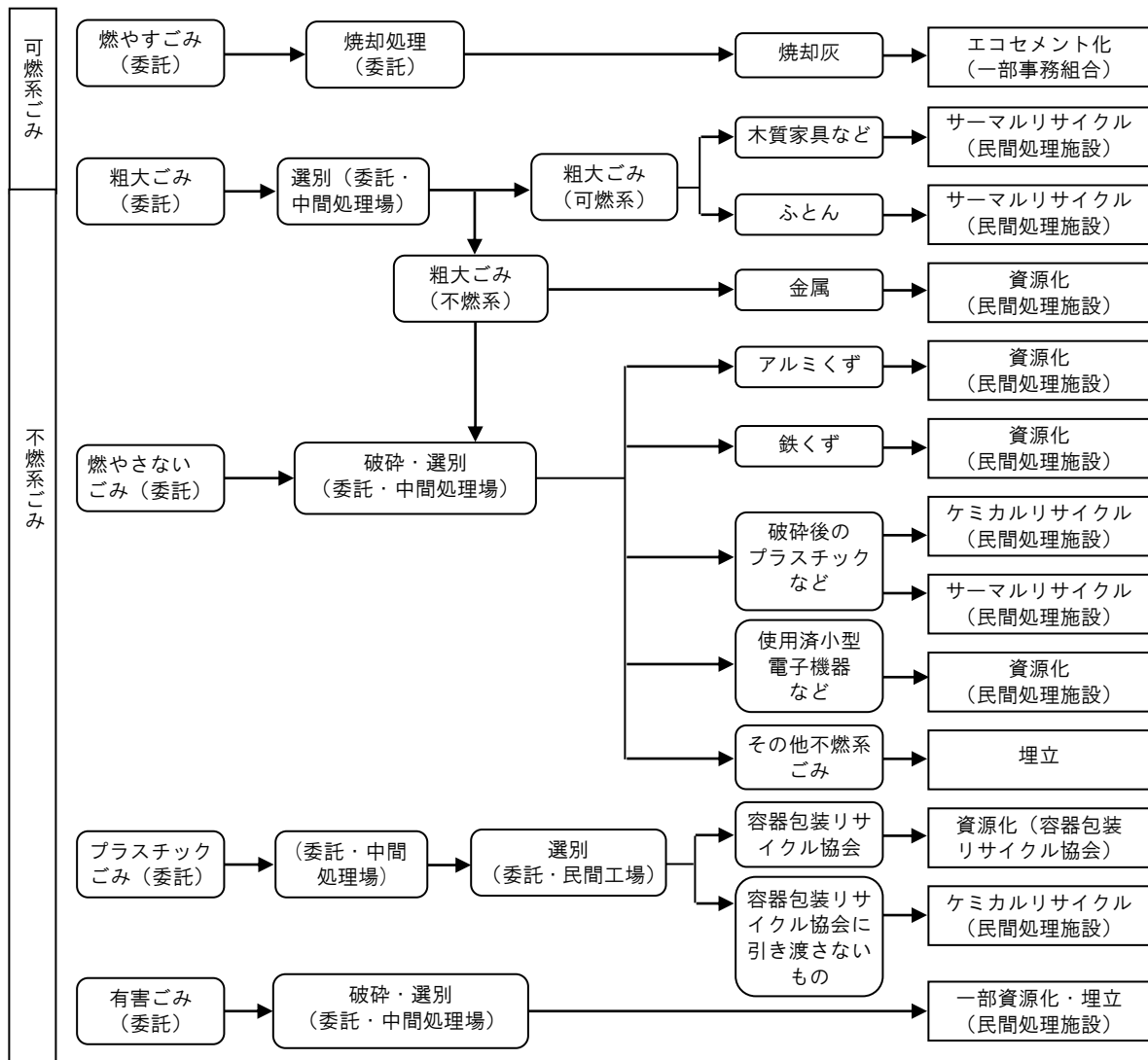


図1-1 処理フロー（可燃系ごみ・不燃系ごみ）

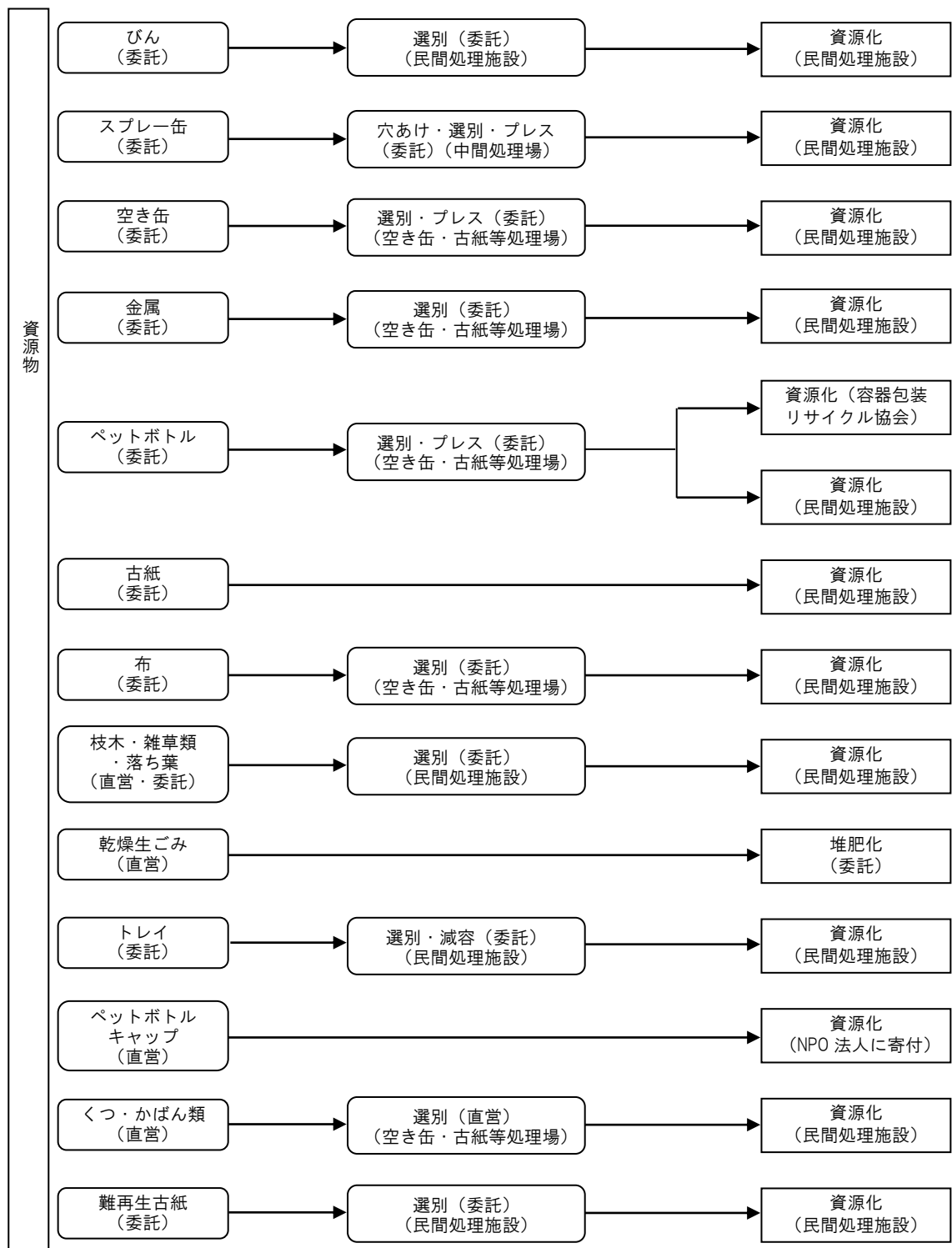


図 1-2 処理フロー（資源物）

## 2 排出量

### (1) 排出量の推移

排出量は、平成18年(2006年)度から平成24年(2012年)度まで減少傾向となりました。平成25年(2013年)度は、平成24年(2012年)度と比較すると、事業系ごみは減少しましたが、家庭系ごみ・資源物が増加に転じたことから、総排出量が増加しました。

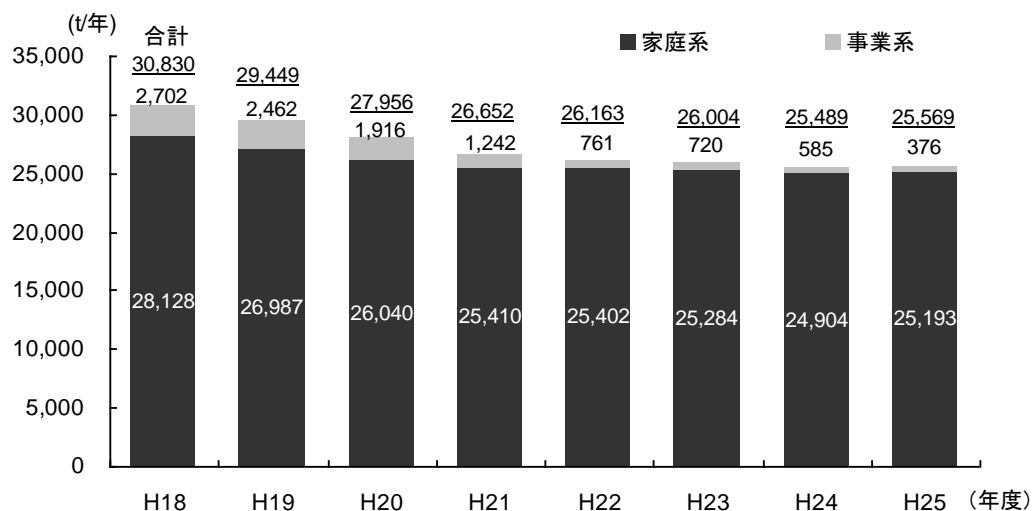


図 1-3 排出量の推移

### (2) 項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となりました。プラスチックごみ及び資源物は、同様に年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

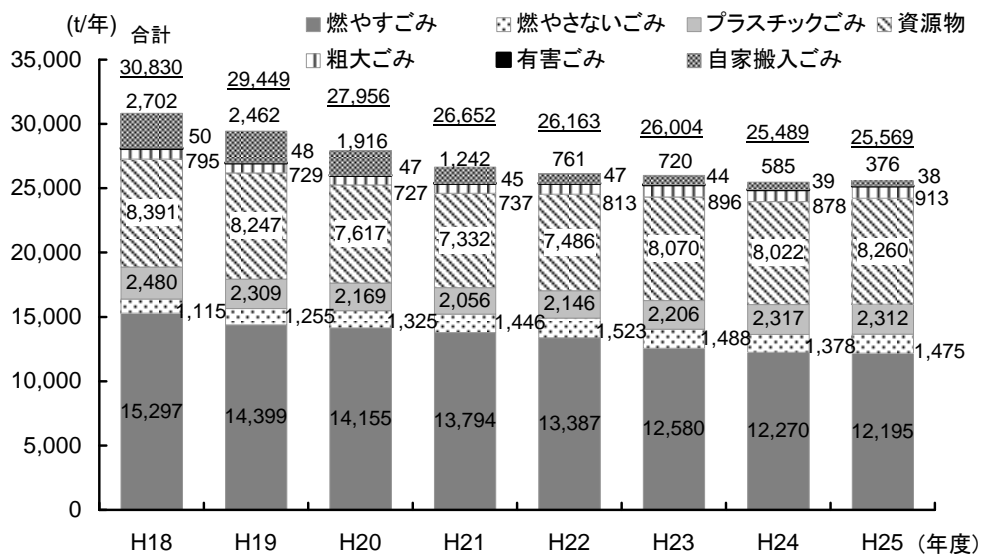


図 1-4 項目別排出量の推移

### 3 市民1人1日あたりの排出量

#### (1) 市民1人1日あたりの排出量の推移

市民1人1日あたりの排出量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。平成25年(2013年)度は、平成24年(2012年)度と比較すると、家庭系ごみ・資源物は増加に転じましたが、事業系ごみは減少しました。

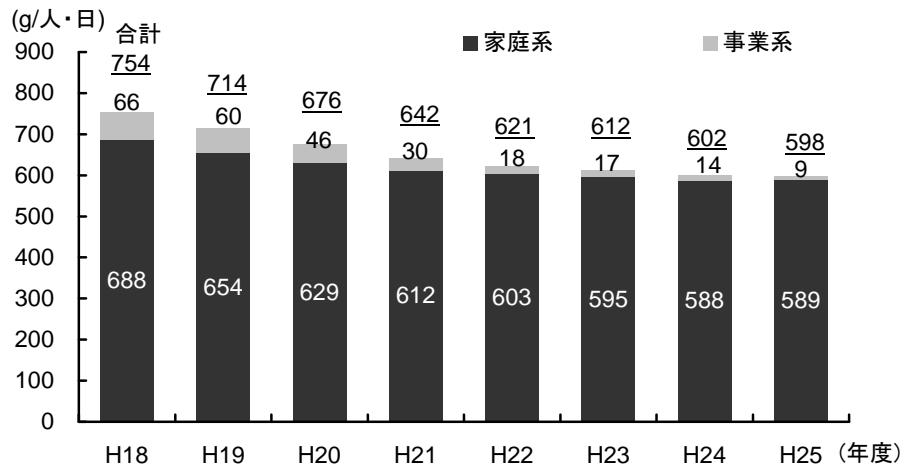


図 1-5 市民1人1日あたりの排出量の推移

#### (2) 市民1人1日あたりの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となりました。プラスチックごみ及び資源物は、同様に年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

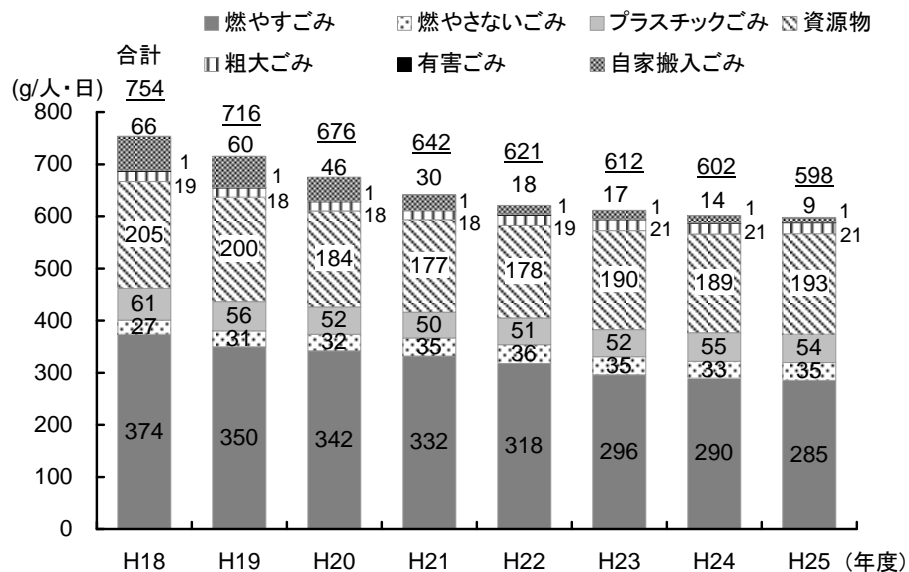


図 1-6 市民1人1日あたりの項目別排出量の推移



#### 4 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

##### (1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量は、家庭系ごみ及び事業系ごみ(自家搬入ごみ)ともに、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。

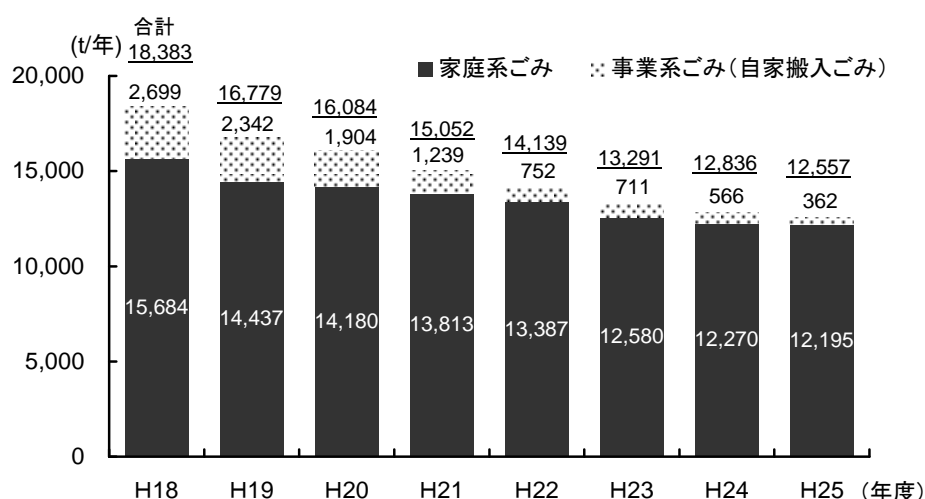


図 1-7 焼却処理量の推移

##### (2) 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となりました。プラスチックごみは、同様に年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。不燃系粗大ごみは、平成18年(2006年)度から平成20年(2008年)度までは減少傾向となり、平成21年(2009年)度から平成25年(2013年)度までは増加傾向となりました。

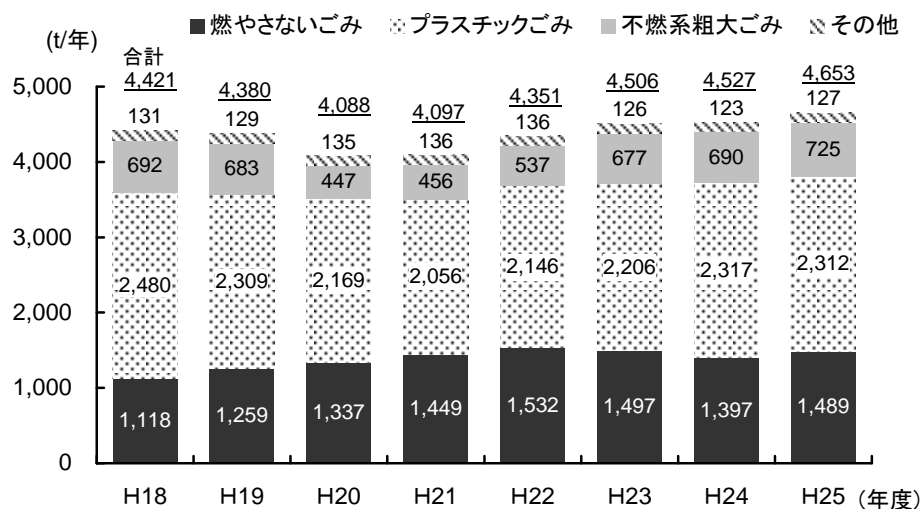


図 1-8 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

## 5 資源化量

戸別回収(ごみ及び資源物)の資源化量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。

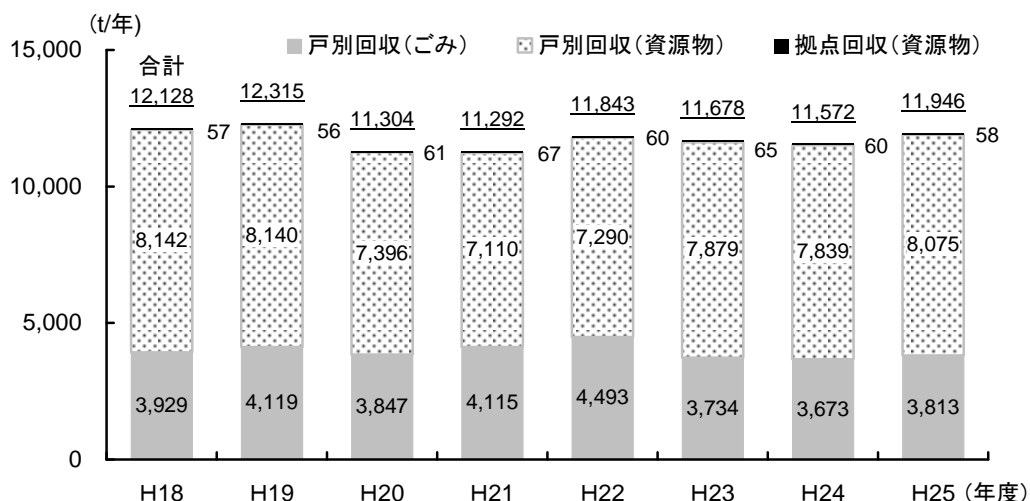


図 1-9 資源化量の推移

## 6 集団回収の実施団体登録数及び回収量

集団回収の実施団体登録数及び回収量は、平成18年(2006年)度から平成20年(2008年)度まではほぼ横ばいに推移していましたが、平成21年(2009年)度から平成25年(2013年)度までは増加傾向となりました。

表 1-3 集団回収の実施団体登録数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
子ども会	43	44	42	42	41	43	43	42
自治会	20	19	22	41	50	54	59	72
その他の団体	31	30	30	30	29	27	27	26
合計	94	93	94	113	120	124	129	140

表 1-4 集団回収量の実績の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新聞	676	659	614	679	671	709	681	671
雑誌	250	273	282	373	395	455	463	469
段ボール	189	207	217	232	215	231	247	283
紙パック	5	5	5	7	7	6	6	6
アルミ缶	10	11	13	18	19	21	24	26
スチール缶	0	0	0	2	3	4	7	8
布	33	33	34	48	57	69	77	80
びん	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,163	1,188	1,165	1,359	1,367	1,495	1,505	1,544

## 7 最終処分量

最終処分量である埋立処分量及び焼却灰は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで年度間の増減は見られるものの、減少傾向となりました。焼却灰は、平成18年(2006年)度から、全量をエコセメント化しています。

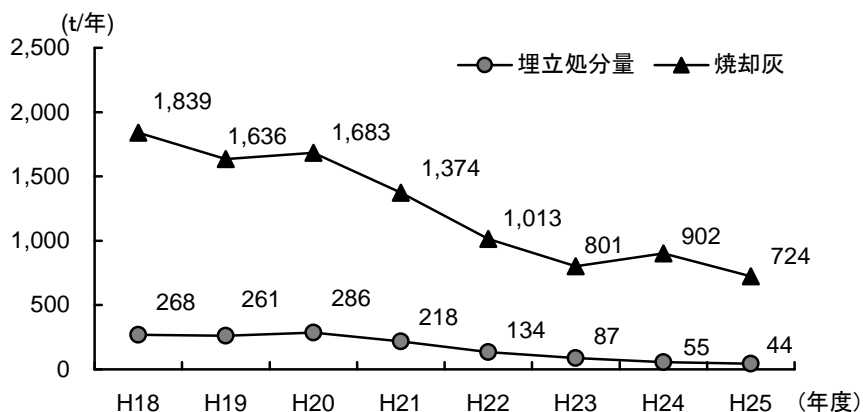


図 1-10 最終処分量の推移

## 8 その他

### (1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査(平成24年(2012年)度版)」によると、本市は、人口10万人以上50万人未満の自治体の中で、市民1人1日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物、集団回収含む)は、637gで全国1位となりました。

### (2) ごみ・資源物処理経費

総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に、本市と多摩地域平均の年間ごみ処理経費(市民1人あたり・1tあたり)を算出しました。本市の経費としては、小金井市①(清掃費全体から算出)と小金井市②(小金井市①から旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る調布市・府中市負担分の費用を除いて算出)の2つの経費を算出しました。近年は、小金井市①は増加傾向、小金井市②はほぼ横ばい傾向となっていますが、いずれにしても本市の年間ごみ処理経費は、多摩地域の平均値を上回っており、高い水準にあります。限りある資源を有効活用するための資源化処理にも多額の経費が使われていることから、ごみになるものを元から減らす発生抑制に最優先に取り組まなければなりません。

表 1-5 ごみ・資源物処理経費

行政区分		年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24
小金井市	行政区域内人口		人	113,379	113,738	115,351	116,147	116,092
	ごみ排出量		t	29,121	28,011	27,530	27,499	26,994
	清掃費(小金井市①) ※1		千円	3,094,029	2,845,632	3,089,904	3,249,387	3,587,661
	小金井市①から算出した経費							
	年間ごみ処理経費(市民1人あたり)		円/人・年	27,289	25,019	26,787	27,977	30,904
	年間ごみ処理経費(1tあたり)		円/t・年	106,247	101,590	112,238	118,164	132,906
	清掃費(小金井市②) ※2		千円	3,094,029	2,845,632	3,034,294	2,989,073	3,007,817
	小金井市②から算出した経費							
	年間ごみ処理経費(市民1人あたり)		円/人・年	27,289	25,019	26,305	25,735	25,909
	年間ごみ処理経費(1tあたり)		円/t・年	106,247	101,590	110,218	108,698	111,425
多摩地域平均	行政区域内人口		人	4,103,973	4,128,529	4,144,325	4,150,648	4,151,161
	ごみ排出量		t	1,293,306	1,236,098	1,213,426	1,207,949	1,197,672
	清掃費		千円	80,949,183	83,236,382	82,244,402	77,475,279	76,893,302
	年間ごみ処理経費(市民1人あたり)		円/人・年	19,725	20,161	19,845	18,666	18,523
	年間ごみ処理経費(1tあたり)		円/t・年	62,591	67,338	67,779	64,138	64,202

※1 小金井市①は、総務省地方財政状況調査の清掃費

※2 小金井市②は、小金井市①から、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る調布市・府中市の負担分費用を除いて算出した清掃費。平成22、23、24年(2010、2011、2012年)度の旧二枚橋衛生組合施設解体等工事は本市が承継事務として工事を行ったことから、小金井市①の費用には、調布市・府中市の負担分費用が含まれている。ただし、平成20、21年(2008、2009年)度については、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用の計上がないことから、小金井市①と同様の数値を記載。

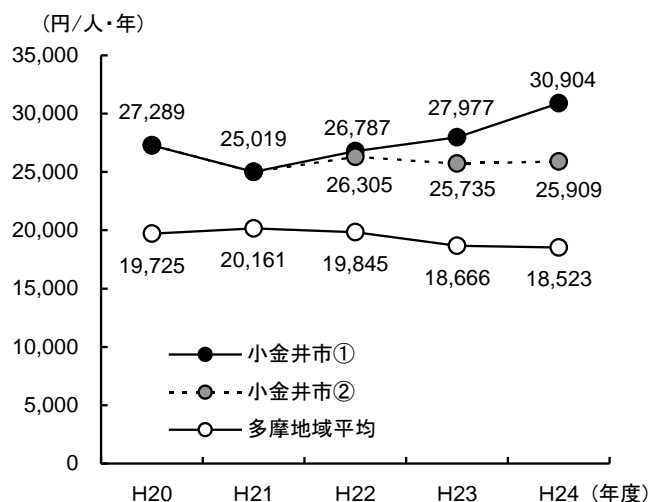


図 1-11 市民 1 人あたりの年間ごみ処理経費

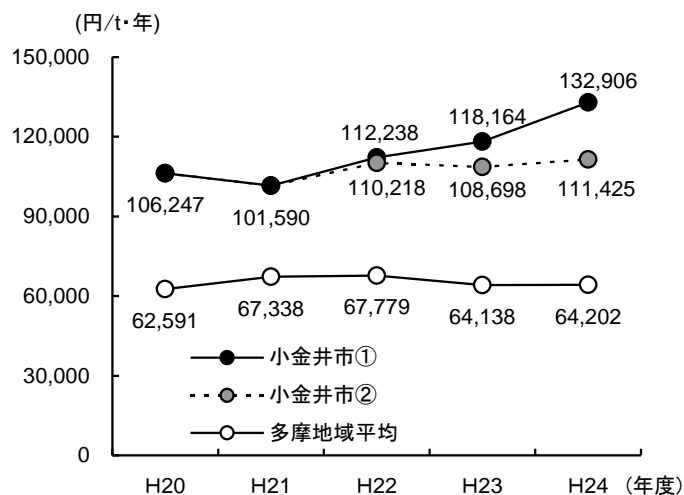


図 1-12 1t あたりの年間ごみ処理経費

## 第2節 前計画における数値目標と実績

### 1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標値と実績の推移

市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、平成19年(2007年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

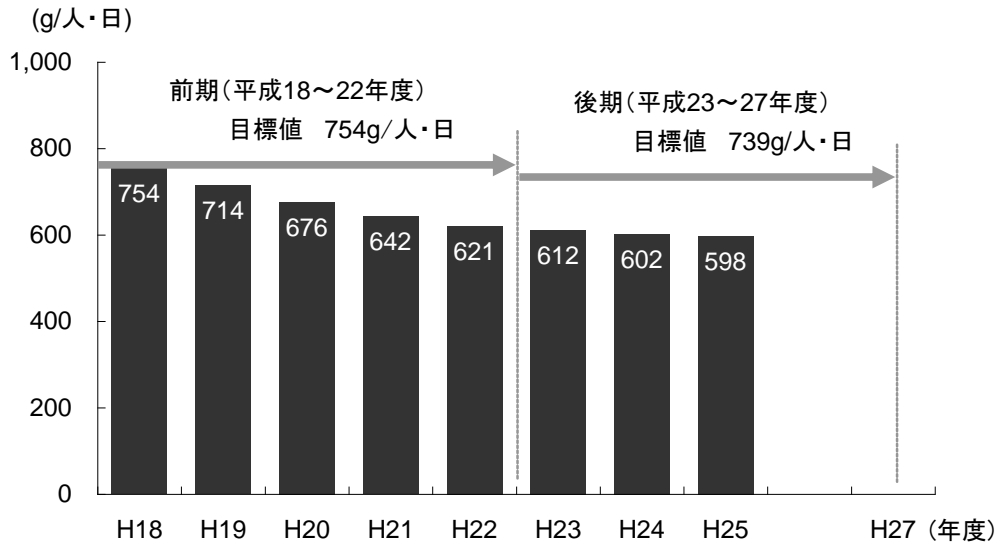


図1-13 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標と実績

### 2 焼却処理量の目標値と実績の推移

焼却処理量は、平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値を達成しています。

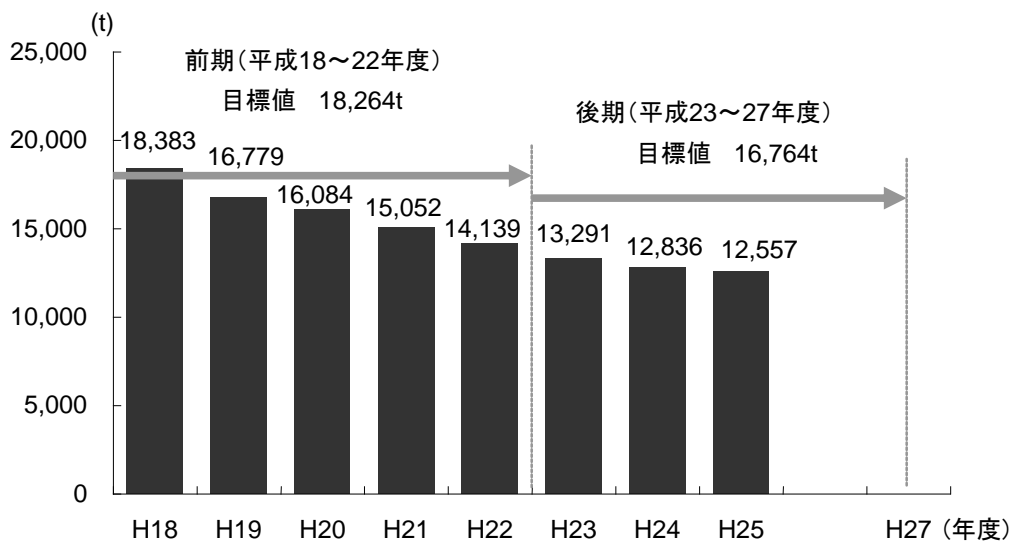


図1-14 焼却処理量の目標と実績

### 3 埋立処分量の目標値と実績の推移

埋立処分量は、平成18年(2006年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

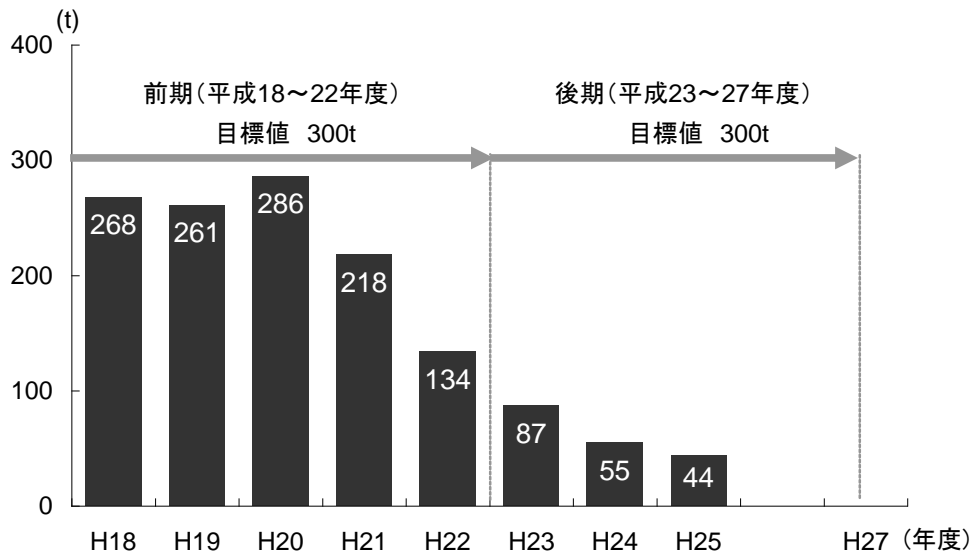


図 1-15 埋立処分量の目標と実績

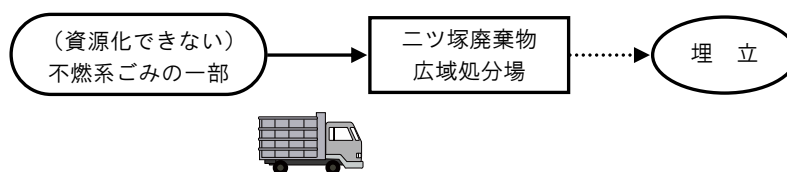
#### コラム

#### 二ツ塚廃棄物広域処分場

二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では、日の出町の皆様のご理解・ご協力により、最終処分場を受け入れていただいています。最終処分場を長期安定的に運営するためには、更なるごみの減量及び資源化の推進へのご理解・ご協力をお願いします。



写真 二ツ塚廃棄物広域処分場



### 第3節 前計画における施策実施状況

前計画における各施策の実施状況は、以下のとおりです。

#### 1 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

##### (1) 【重点】小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

###### ① 小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

町会・自治会などから推薦を受けた市民、公募市民及び一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する市民をごみゼロ化推進員として市長が委嘱し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化に向けた市の施策への協力などを行うため、平成18年(2006年)10月に、ごみゼロ化推進会議を発足しました。

##### (2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組促進

###### ① ごみゼロ化推進員による活動の展開

ごみゼロ化推進員は、ごみゼロ化啓発部会・事業所部会・まち美化部会の3つの部会に分かれて活動しています。キャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会の企画、事業所ごみの実態調査及び清掃活動など、多岐にわたる活動を行っています。また、平成23年(2011年)10月にごみ相談員制度を発足し、地域におけるごみ分別指導の浸透に向けた取組を進めています。地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組を更に促進するためには、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携した取組を積極的に支援していかなければなりません。

表 1-6 ごみゼロ化推進員活動実績

	ごみゼロ化推進会議 (年1回総会)			
	3部会共通	ごみゼロ化啓発部会	事業所部会	まち美化部会
	(役員会／キャンペーン)	(運営委員会／全体会)		
平成18年度	5回／2回	2回／5回	4回／5回	3回／3回
平成19年度	11回／12回	10回／10回	5回／6回	4回／2回
平成20年度	10回／23回	10回／11回	13回／4回	3回／2回
平成21年度	8回／23回	7回／8回	5回／4回	4回／2回
平成22年度	8回／21回	7回／8回	5回／4回	4回／2回
平成23年度	9回／16回	9回／6回	7回／4回	3回／2回
平成24年度	7回／12回	8回／8回	5回／5回	3回／1回
平成25年度	6回／16回	7回／8回	10回／5回	4回／1回

表 1-7 各部会の主な活動内容

<p>【ごみゼロ化啓発部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習会、見学会及び講演会などの企画</li> <li>○夏休み生ごみ投入リサイクル事業</li> </ul> <p>【事業所部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所ごみなどの実態調査の実施</li> <li>○市内店頭などでのマイバッグ持参運動</li> </ul> <p>【まち美化部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内一斉清掃への参加</li> <li>○まちの美化に向けたパトロールの実施</li> </ul>
---

## ② 自主的なまちの美化活動の展開

町会・自治会などが自主的に行うまちの美化活動について、ボランティア袋の配布及び集められたごみの収集などの支援をしています。

## ③ 町会・自治会などのモデル的な取組に対する支援

市立小・中学校の一部に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、毎週土曜日に地域ボランティアが実施している生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。

## (3) PR・啓発事業の展開

### ① 広報媒体を活用した PR・啓発

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、広報媒体などを活用した啓発に取り組んでいます。市民への分かりやすい情報発信に向けては、工夫を凝らして、更なる啓発活動の充実に取り組まなければなりません。

表 1-8 主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ・リサイクルカレンダー（地区別）及び分別啓発チラシの全戸配布</li> <li>○市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）の発行</li> <li>○市報（通常号）による情報発信</li> <li>○市報（毎月15日号）でごみ減量大作戦として市長コラムの掲載</li> <li>○市ホームページによる情報発信</li> <li>○市民・事業者・行政が連携し、ティッシュ及び水切り袋を活用したキャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施</li> <li>○市内イベントにて、ごみ分別クイズ、水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示並びにティッシュ及び水切り袋を活用したごみ減量啓発キャンペーンなどを実施</li> </ul>
--



- 出張講座にて、アニメーションDVD、冊子及びかるたを活用した環境教育・環境学習を実施
- 市内各所、収集運搬車両及びコミュニティバス（C o C oバス）に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発の横断幕を掲示
- 市内広報掲示板に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発のポスターを掲示

## ② 市のホームページの充実

ごみ減量施策の紹介、ごみ分別ルールの情報提供、廃棄物に係る計画及び審議会情報など市民へお知らせすべき情報を随時掲載しています。分かりやすい情報発信に向けては、工夫を凝らして、更なるホームページの充実に取り組まなければなりません。

## ③ 新たな情報紙の発行

平成24年(2012年)度に、ごみ減量キャラクターを使用したごみ減量啓発アニメーションDVD(子ども向け・転入者向けの2種類)及び冊子を東京学芸大学との協働により作成し、市内イベント及び小・中学校などでの出張講座において上映・配布を行っています。更に、転入者への啓発のため、市役所第二庁舎1階の市民課フロアにおいて、ごみ減量啓発アニメーションDVD(転入者向け)を上映しています。また、平成25年(2013年)度には、ごみ減量啓発かるた(読み札となる標語は市内の中学生から募集)を作成し、市内小・中学校、児童館及び保育園などに配布しています。

## (4) 環境教育・環境学習の推進

### ① 小・中学校における環境教育の推進

小・中学生へのごみ減量・資源化啓発施策として、ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の募集(小学校4年生から6年生対象)、市内小・中学校での出張講座の開催並びに中間処理場及び空き缶・古紙等処理場にて施設の見学会を実施しています。ごみ減量啓発アニメーションDVDやごみ減量啓発かるたなど子どもたちが親しみやすいツールを活用した環境教育に取り組んでいます。

### ② 学習の場の提供

ごみ減量への理解を深め関心を高めるため、市民主催の学習会に、市の職員を講師として派遣し、ごみ減量施策などの取組を伝える出張講座を実施しています。また、市民を対象に近隣の中間処理施設の見学会を実施し、併せて市内の中間処理場にて視察者の受入れを行うなど、ごみの減量及び資源化の推進に向けた学習の場を提供しています。

### ③ 情報の提供

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市報(通常号)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子などの広報媒体を活用して、市民への情報提供を行っています。

## (5) 市民・事業者の多様な取組への支援

### ① ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組への支援

ごみ減量に向けた啓発活動として、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市報(通常号)、市ホームページ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組を推進しています。更に、市民・事業者と連携したキャンペーン(ごみ減量啓発、マイバッグ持参)を実施しています。市民一人ひとりが、日頃から、ごみ減量の基本である発生抑制を意識した行動を実践していくためには、**更なる取組への支援を強化しなければなりません。**

### ② 個人・地域でのごみ減量活動への支援

身近に取り組めるごみ減量活動として、生ごみの水切り、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度及び生ごみ堆肥化容器配布制度を推進しています。また、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、毎週土曜日実施の生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。更に、市内イベントにてパネル展示及び水切り体験を実施することで、その重要性について周知徹底を図っています。ごみの減量及び分別に関する不明な点などについては、電話対応の他、**s市の職員である清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を行っています。更なるごみ減量に向けては、個人・地域でのごみ減量活動への支援を強化しなければなりません。**

### ③ ライフスタイル変革への支援

市内小・中学校などへの出張講座において、市の職員を講師として派遣し、ごみの減量及び資源化の推進に向けたライフスタイル変革への支援を行っています。**ごみへの関心が低く行動していない人への意識改革を図るためには、ごみを出さないライフスタイルが確立するように、更なる支援を強化しなければなりません。**

## (6) ごみを出さない事業活動の推進

### ① 事業所ごみの排出管理の徹底

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則です。適正な分別及び法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ② 簡易認証制度の検討

環境管理の簡易認定制度を検討した結果、ごみや環境負荷の自主的な削減を図る取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者に対し自ら排出するごみの発生抑制及び資源化の推進を図っています。

## (7) 拡大生産者責任の追及

### ① リサイクル推進協力店運動の展開

ばら売り・量り売り及び簡易包装などに積極的に取り組んでいる事業所をリサイクル推進協力店として認定しており、認定事業所の拡大に向けた活動を行っています。認定された事業所は、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)及び市ホームページなどで紹介しています。リサイクル推進協力店は、6事業所(平成25年(2013年)度末現在)を認定しています。事業活動におけるごみの減量及び資源化の推進を図るためにも、更なる認定事業所の拡大に向けた取組を展開しなければなりません。

### ② リユースの促進

公益社団法人小金井市シルバー人材センター(以下、「シルバー人材センター」という。)と「リサイクル事業に関する協定書」を締結し、シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた支援を行っています。更に、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組を、市報及び市ホームページを活用して周知するなど、リユースを促進しています。また、平成25年(2013年)7月からリユース食器(カップ、皿、はし、スプーンなど)の貸出しを実施し、町会・自治会・事業者などが主催するイベントで使用されています。

### ③ 自主協定の締結

販売事業者との自主協定の締結を検討した結果、販売店でのレジ袋の削減及び飲食店での使い捨て容器の使用自粛などの取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者の自主的な取組の推進を図っています。

## (8) 不法投棄の防止

### ① 不法投棄の防止体制の確立

ごみゼロ化推進員及び町会・自治会などの地域団体と連携し、道路などのまちなちの美化に向けたパトロール及び美化清掃などを実施しています。

## (9) 市施設のごみゼロ化行動計画

### ① 市施設のごみゼロ化行動計画の策定

平成23年(2011年)4月に小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定しました。計画期間は10年間で、平成21年(2009年)度の数値を基準年度とし、平成23年(2011年)度から5年間の前期計画期間において、対象施設ごとに廃棄物の減量目標を25%減、資源化率目標を5%増の数値目標を定めています。施設全体の平成25年(2013年)度実績は、廃棄物は約1%の減、資源化率は約3%増となりました。平成28年(2016年)度から5年間の後期計画期間においては、前期計画期間の進捗状況を検証し、数値目標を設定することとしています。市内に6つのごみゼロ化推進部会を設け、各部会で小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を策定し、ごみの減量及び資源化の推進への取組を行っています。市職員一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚を持って、**率先してごみの減量及び資源化の推進に取り組まなければなりません。**

### ② 進捗状況の公表

各施設ごとの実績報告などについては、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」に掲載して公表しています。

## 2 分別排出・資源リサイクルの推進

### (1) 【重点】新たな分別収集など

#### ① 不燃ごみの3分別収集の開始

不燃ごみについては、平成18年(2006年)4月から、燃やさないごみ(有料)、プラスチックごみ(有料)、金属(無料)の3区分での分別収集を開始しています。

#### ② 生ごみ分別収集の検討

生ごみを有機性資源として有効利用するため検討した結果、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進し、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を平成20年(2008年)4月から拠点回収、平成22年(2010年)2月からは地区別に申込制による戸別回収(同年9月からは全市域)を実施しています。回収した生ごみ乾燥物は、生ごみ乾燥物堆肥化実験施設にて食品リサイクル堆肥を製造して有効利用しています。

#### ③ 資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡し、リサイクルされています。また、店頭回収を実施している事業所については、自主回収・自己処理への取組を推進するとともに、市民への周知を図るため、ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。更に、集団回収については、自治会及び子供会などの登録団体に対して回収量に応じた奨励金を交付することで、地域活動の活性化に向けた施策を展開しています。集団回収実施登録団体数及び回収量は増加傾向となっています。

#### ④ その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討

未活用資源の有効利用を図るため、平成19年(2007年)4月から、シュレッダー紙の戸別回収を開始しています。平成20年(2008年)4月から、家庭から出る枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収(申込制)を一部地域で開始し、同年10月からは全市域へ拡大しています。平成20年(2008年)10月から、ざつがみリサイクル袋の作成・配布によるざつがみの資源化推進事業を開始し、ざつがみ資源化の意識浸透を図っています。平成23年(2011年)4月から、回収方法(変更前:枝木・雑草類・落ち葉4束(袋)から回収 → 変更後:枝木・雑草類1束(袋)、落ち葉3束(袋)から回収)を変更した結果、回収量が大きく増加しています。平成24年(2012年)4月から、くつ・かばん類の拠点回収を開始し、更に、布類の回収品目も追加しています。平成25年(2013年)度には、不燃系ごみに含まれる使用済み小型電子機器などの組成分析調査を実施し、効率的・効果的な回収方法を現在検討しています。平成26年(2014年)7月から、難再生古紙(感熱紙、カーボン紙、アルミ付紙パック、マルチパック及び写真など)の拠点回収を開始しています。更なる未活用資源の有効利用に向けては、引き続き、調査・検討を重ねていかなければなりません。

### (2) 【重点】有機性資源の循環システムの構築

#### ① 家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対し補助金を交付する、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。平成19年(2007年)4月には、補助制度の拡充(補助率2分の1→5分の4、上限額3万円→5万円)を行いました。また、平成26年(2014年)4月からは、町会・自治会・集合住宅などに対し補助金を交付する、大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を開始しています。併せて、生ごみの自家処理を推進するための生ごみ堆肥化容器配布制度を実施しています。更なる制度の浸透を図るためには、申請件数の増加に向けた施策を展開しなければなりません。

表 1-9 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績

	電動生ごみ 処理機 (件)	手動かくはん式 生ごみ処理機 (件)	生ごみ堆肥 化容器 (件)	購入費補助 金額 (円)
平成 18 年度	145	0※	12	3,797,100
平成 19 年度	1,782	15	31	78,679,100
平成 20 年度	340	11	9	14,955,000
平成 21 年度	274	6	6	12,441,100
平成 22 年度	318	0	7	15,004,800
平成 23 年度	247	25	5	11,575,000
平成 24 年度	221	7	9	9,898,700
平成 25 年度	257	3	5	11,528,900

※ 補助制度なし

## ② 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進

事業所から排出される生ごみを自家処理するため、生ごみ減量化処理機器を購入する事業者に対し補助金を交付する、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。

## ③ 生ごみ堆肥化事業の推進

平成18年(2006年)10月から、中町のシルバー人材センターリサイクル事業所横に生ごみ乾燥物堆肥化実験施設を設置し、堆肥化実験を行っています。市立小・中学校などに設置されている大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造しています。食品リサイクル堆肥は、希望する市民及び市内農家に無料で配布し、野菜や果実の栽培に利用されています。また、平成22年(2010年)3月からは、市内農家などと連携し、食品リサイクル堆肥で育てた野菜の販売を行っています。更に、学校が夏休みの期間中、市立小・中学校全14校に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、地域ボランティアの協力のもと、一部の学校において夏休み生ごみ投入リサイクル事業を実施しています。また、生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針についての検討を進めなければなりません。



写真 1-1 生ごみ乾燥物堆肥化実験施設

表 1-10 生ごみ堆肥化事業の実績

	生ごみ投入量（推定値） （kg）※	食品リサイクル堆肥製造量 （kg）
平成 18 年度	107,263	16,190
平成 19 年度	112,320	30,980
平成 20 年度	147,547	39,270
平成 21 年度	181,596	48,930
平成 22 年度	253,715	54,160
平成 23 年度	242,844	53,052
平成 24 年度	257,826	58,658
平成 25 年度	255,282	56,990

※ 生ごみ投入量（推定値）は、生ごみ乾燥物回収量から推定しています。

表 1-11 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実績

	実施校（校）	参加者延数（人）	生ごみ投入量（kg）
平成 18 年度	6	1,369	1,684
平成 19 年度	6	1,502	1,599
平成 20 年度	5	1,125	1,080
平成 21 年度	7	2,477	2,685
平成 22 年度	10	3,947	3,948
平成 23 年度	9	2,377	2,672
平成 24 年度	9	2,108	2,928
平成 25 年度	10	2,424	3,624

#### ④ 落ち葉・剪定枝の有効利用の検討

枝木・雑草類・落ち葉の有効利用に向けて、戸別回収（申込制）を実施し、回収したものは民間処理施設においてチップ化されて堆肥などに利用されています。また、平成23年（2011年）4月に回収方法を変更した結果、回収量は増加傾向となっています。

### (3) 家庭ごみの排出管理

#### ① ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどの情報の充実

広報媒体については、ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）、市報（通常号）、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などを作成し、ごみの減量及び資源化の推進に向けた啓発活動を展開しています。市民への分かりやすい情報発

信に向けては、工夫を凝らして、更なる啓発活動の充実に取り組まなければなりません。

## ② 地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化に向けて、地域においては、ごみゼロ化推進員が中心となり、市の施策への協力やその他の活動を展開しています。地域コミュニティにおけるごみ分別・適正排出の徹底を更に推進するためには、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携した取組を積極的に支援していかなければなりません。

## (4) 事業所ごみの排出管理

### ① 事業用指定収集袋での排出の徹底

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業系ごみが家庭系ごみに混入することがないように、事業者自らの責任による法令を遵守した適正排出に向けて、適宜、個別指導を行っています。

### ② 事業者の責任による処理の指導

事業者に対して、事業者自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければならないことを周知徹底し、法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

### ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導

一般廃棄物収集運搬許可業者との連携により、搬入している焼却施設への立会を実施し、事業者から排出されるごみの排出傾向の把握に努めています。ごみの分別状況を把握し、ごみの減量及び資源化の推進並びに適正な処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

### ④ 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置や廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。ごみの減量及び資源化の推進並びに適正な処理に向けて、事業用大規模建築物における取組状況を把握し、適宜、立入指導を実施しています。



## (5) 粗大ごみなどの修理・再生事業の充実

### ① 修理・再生品目の拡大

粗大ごみのリユースを推進するため、シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定書」を締結し、リサイクル事業所における活動を支援しています。また、リサイクル事業所の活動を市報及び市ホームページなど広報媒体を活用して周知するなどリサイクル事業の拡大を支援しています。

### ② 粗大ごみの受付・収集・処理体制との連携強化

粗大・枝木受付センター及びシルバー人材センターとの連携を強化し情報共有を図ることで、効率的な受付・収集・処理体制を推進しています。

## 3 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

### (1) 【重点】可燃ごみ中間処理(焼却処理)システムの整備

#### ① 二枚橋焼却場の焼却炉の廃止

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月に全焼却炉を停止しました。その後、平成22年(2010年)3月、二枚橋衛生組合の解散に伴い、構成市(調布市、府中市及び本市)を代表して本市が組合解散後の事務を承継しました。承継事務としては、平成22年(2010年)度から平成24年(2012年)度に建物などの解体、埋設廃棄物除去及び汚染土壌対策を行う施設解体等工事の実施並びに組合決算事務、組合解散後の施設管理及び組合史の作成などを行いました。

#### ② 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

二枚橋衛生組合の施設更新の検討を行う中で、組合の解散も視野に入れながら、新たな地方公共団体との可燃ごみ共同処理体制への移行の検討を行い、平成19年(2007年)6月に市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、諮問後、平成20年(2008年)6月に二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設の建設場所として答申され、この答申の実現を目指し鋭意努力をしてきましたが、実現が困難な状況となりました。その後、平成24年(2012年)4月、日野市に、可燃ごみの共同処理を申し入れた結果、同年11月に日野市において、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成25年(2013年)3

月には、3市で共同処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に「日野市、国分寺市、小金井市循環型社会形成推進地域計画」を提出しました。その後、3市間で協議を行った結果、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を平成26年(2014年)1月16日に締結しました。平成26年(2014年)2月には新可燃ごみ処理施設建設準備室を日野市クリーンセンター内に設置し、本市からも職員を派遣するとともに、同年4月には3市で構成団体協議会を設置し、一部事務組合の設立や施設の整備などに向けた準備を進めています。

### ③ 将来の可燃ごみ焼却処理施設の整備

日野市、国分寺市及び本市の3市による可燃ごみの共同処理を推進するため、**浅川清流環境組合の平成27年(2015年)7月の設立**及び新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指して、日野市及び国分寺市と協力して、整備事業を進めています。

## (2) 【重点】中間処理場の大規模改修

### ① 中間処理場の大規模改修

平成18年(2006年)から平成19年(2007年)に臭気対策などの大規模改修工事を実施しました。また、新たに見学者コース及び展示スペースなどを設け、環境教育・環境学習に活用しています。



写真 1-2 中間処理場

### ② 将来の中間処理場の機能のあり方の検討

現在の中間処理場については、平成18年(2006年)に行われた大規模改修後、おおむね10年間の稼働に耐えうる施設となっています。しかし、昭和61年(1986年)の稼働以来、28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいることから、将来の処理機能などのあり方について**検討しなければなりません。**

## (3) 安定的な最終処分

### ① 最終処分量の削減

家庭から出たごみは、最終的に日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に運ばれて最終処分を行っています。本市では、ごみの減量及び資源化の推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に取り組んでいます。最終処分場の長期安定的な

運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、更なる最終処分量削減に向けて取り組まなければなりません。

※1 埋立処分量の削減

本市の不燃系ごみ及び粗大ごみは、中間処理場で破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場（日の出町）で埋立処分されています。

※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成18年（2006年）から本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合がエコセメント化施設（日の出町）を稼働し、セメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られています。

② 適正処分の推進

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」、市報（通常号）及び市ホームページなどの広報媒体を活用した情報提供並びに市内イベントでの啓発活動などを実施して、分別の徹底など適正処分の推進を呼びかけています。

③ 広域的な連携

多摩地域の自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設において、埋立及びエコセメント化事業を推進しています。

## 4 計画の円滑な推進と情報発信

(1) 廃棄物会計への取組

① 廃棄物会計の改善

平成19年（2007年）度に環境省が示した一般廃棄物会計基準を踏まえ、本市のごみ処理を取り巻く状況などを総合的に判断し、廃棄物会計のあり方について検討しています。

② 廃棄物会計の有効活用

毎年度の市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要に廃棄物会計を継続して掲載し、市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみの減量及び資源化の推進施策に活用しています。

## (2) 計画推進のしくみづくり

### ① 進捗状況の点検・評価

可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、前計画の見直しについて延伸をしてきたことから、中間年度における進捗状況の点検・評価の実施に至りませんでした。しかし、施策をより実効性のある取組にしていくためにも、進捗状況の点検・評価を実施し、社会状況や事業の進捗状況を踏まえた計画の改善を図らなければなりません。

## (3) 環境基金の有効活用

### ① 環境基金の有効活用

環境基金は、平成17年(2005年)度に、ごみ処理施設の整備、施設解体等工事及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるために設置しています。本基金を活用した各年度の主な事業は、平成18年(2006年)度に中間処理場改修工事、平成19年(2007年)度に中間処理場事務所棟等新築工事、平成21年(2009年)度に生ごみ減量化処理機器購入費補助金、平成23年(2011年)及び平成24年(2012年)度に旧二枚橋衛生組合施設解体等工事などです。

## (4) 周辺市・国・都との連携など

### ① 多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携

循環型社会の形成に向けて、周辺市との情報共有などに積極的に取り組み、連携を強化しています。

### ② 大規模災害時の対応

災害発生時への対応として、災害などにより排出される大量のごみやがれきを迅速に処理し、衛生環境の確保を図るため、小金井市地域防災計画を作成しています。また、災害発生時における安定した廃棄物処理を確保するため、収集運搬業者と「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結しています。

### ③ 国・都との連携

廃棄物処理施設の整備や循環型社会の形成に向けて、国・都との連携を図っています。

#### ④ 全国に向けた情報発信

ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」、市報(通常号)及び市ホームページなど広報媒体を通じて全国に向けて情報発信しています。

### 5 可燃ごみの中間処理

#### (1) 【重点】多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理

##### ① 広域支援による可燃ごみの処理

平成19年(2007年)度から現在に至るまで、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができています。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者への理解・協力を得るために、より一層ごみの減量及び資源化の推進に努めなければなりません。

表 1-12 可燃ごみの広域支援先

年 度	支援先
平成 19 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合(※)、西多摩衛生組合(※)、小平・村山・大和衛生組合(※)
平成 20 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合(※)、西多摩衛生組合(※)、多摩川衛生組合(※)、小平・村山・大和衛生組合(※)
平成 21 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合(※)
平成 22 年度	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合(※)
平成 23 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合(※)、多摩ニュータウン環境組合(※)
平成 24 年度	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合(※)
平成 25 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合(※)、多摩川衛生組合(※)
平成 26 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合(※)、多摩川衛生組合(※)

○一部事務組合構成市(表中※印)

柳泉園組合：清瀬市、東久留米市、西東京市

西多摩衛生組合：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

多摩川衛生組合：稲城市、狛江市、府中市、国立市

小平・村山・大和衛生組合：小平市、東大和市、武蔵村山市

多摩ニュータウン環境組合：八王子市、町田市、多摩市

## ② 新焼却施設の早期建設

日野市、国分寺市及び本市の3市による可燃ごみの共同処理を推進するため、**浅川清流環境組合の平成27年(2015年)7月の設立**及び**新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働**を目指して、日野市及び国分寺市と協力して、整備事業を進めています。

## ③ 全市的なごみ減量努力

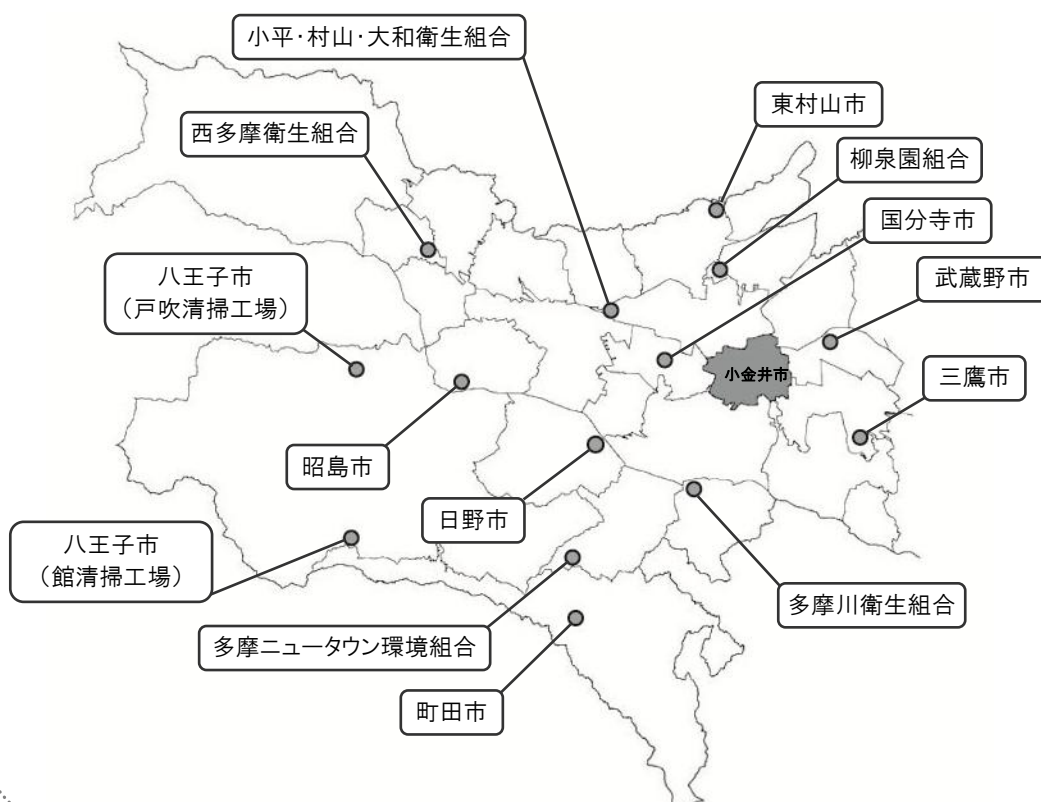
市民・事業者・行政の協働による取組の結果、可燃ごみの減量は、着実に進んでいます。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。循環型社会の形成に向けた取組を推進するとともに、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、**より一層ごみの減量及び資源化の推進に取り組まなければなりません。**



### コラム

### 可燃ごみの広域支援先

本市は、多摩地域の多くの自治体・一部事務組合にご協力頂き、可燃ごみの処理を行っています。各施設周辺にお住まいの皆様及び全ての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。



## 第4節 本市の抱える主な課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及び資源化の推進並びに中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

### 1 更なる発生抑制の推進

#### (1) ごみを元から増やさない

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりがごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を実践することが必要です。その中でもまずはごみとなる物を増やさない発生抑制に取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

##### ① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量を目指し、分別収集(回収)品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化などに取り組んだ結果、燃やすごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、燃やすごみの中には、ごみ組成分析調査の結果において未利用の食品残渣(約5%)や資源になる紙類(約11%)の混入も見られることから、発生抑制の取組や分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、発生抑制や分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



写真 1-3 燃やすごみに混入していた未利用食品残渣(左)と紙類(右)

## ② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

燃やさないごみ・プラスチックごみの合計量は、年度間の増減は見られるものの、増加傾向が続いています。人口の増加や分別が徹底されてきたことによる影響も考えられますが、ごみ量全体を減量するためには燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠であり、市民が日常生活の中で、発生抑制や分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。また、市民アンケート調査にも記述がありましたが、商品を製造・販売する事業者が率先して分別しやすい製品の開発や簡易包装などに取り組むことを促す施策も必要です。

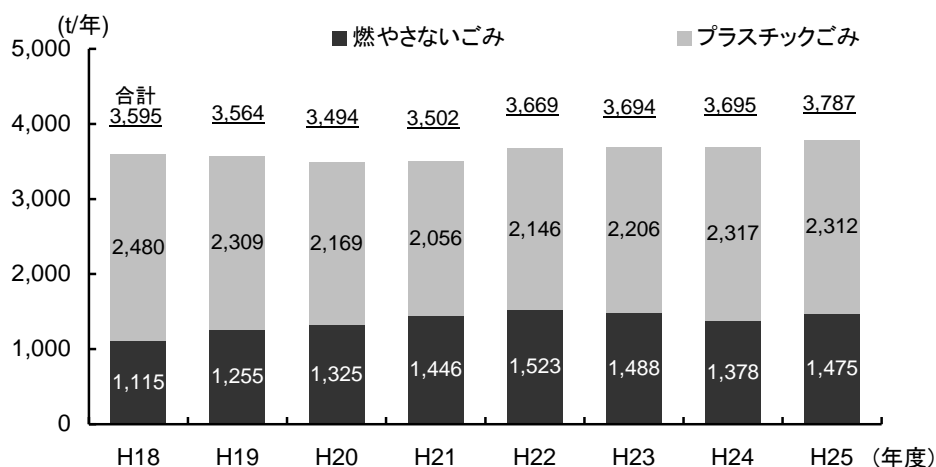


図 1-16 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

## (2) 広域支援

本市の重要な課題である可燃ごみ処理については、平成26年(2014年)1月、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の整備に向けて覚書を交わし、平成31年(2019年)度中の稼働を目指していますが、それまでの間は、引き続き、多摩地域の自治体・一部事務組合に処理をお願いする必要があります。支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、更なるごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

## (3) 意識改革

ワークショップにおいて子どもから、ごみ減量のアイデアとして、「マイバッグを利用する」、「トレイに入った食材を買わない」といった意見が多く出されています。一方、市民アンケート調査においては、「マイはし」や「マイボトル」の利用、食品トレイなどの店頭回



収の利用は「していない」との回答が約20%～約40%あったことやごみ組成分析調査の結果において未利用品や食べ残しが確認できたことから、ごみとなるものをもらわない・買わないなどの発生抑制への取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上を図るとともに、取組への参加に向けた対策を強化することにより、取組の裾野を広げることが必要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しては、発生抑制や減量化などへの取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するように、様々な支援を行うことが必要です。

## 2 更なるリユース施策の周知徹底

くつ・かばん類の拠点回収(平成24年(2012年)4月から実施)及びリユース食器の貸出し(平成25年(2013年)7月から実施)は、導入年度が比較的新しい施策です。市民アンケート調査では、くつ・かばん類の拠点回収について「知らない」という回答者が約50%以上となっており、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やさないごみにリユースできるくつ・かばん・ベルトなどが混入しているケースが確認されました。また、両事業ともに制度は知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及・強化できる余地がまだあると考えられます。更に、リサイクル事業所におけるリユース活動についても、「知らない」又は「活用していない」と言う回答者が約77%を占めることが市民アンケート調査から明らかとなっており、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知することが必要です。

## 3 更なるリサイクルの推進

### (1) 分別の徹底

分別区分を分かりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケート調査において、回答者の約62%は分別を「徹底している」と答えています。約37%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。また、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみへの資源物の混入などが確認できたことから、更なるごみ減量の余地があると考えられます。分かりやすく分別方法を情報提供することで市民の理解を深めるとともに、清掃指導員による分別指導を徹底するなど、適正排出に向けた啓発や周知を行うことが必要です。

【設問 4】 ごみの分別はどの程度行っていますか。(○は1つ)

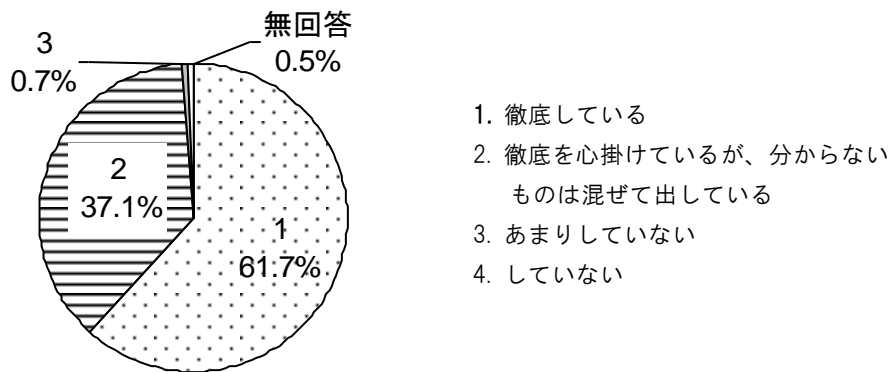


図 1-17 市民アンケート（問 4）の回答

## (2) 資源化ルート確保

現在、本市では多くの品目についての資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は、適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用を図っていくことが必要です。

## (3) 生ごみ堆肥化事業の推進

ごみ組成分析調査の結果において、燃やすごみの中に占める厨芥類の割合が高いことが明らかとなっていることから、生ごみの有効利用に向けた取組の一層の強化が必要です。近年、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者は年間おおむね300件前後で推移していますが、新規利用者の拡大と継続的な利用が不可欠です。新規利用者の拡大については、より広く市民に周知するため、現在の情報発信の方法について検討する必要があります。また、継続的な利用に向けては、利用者に対するアンケート※において明らかとなった使用を中止した理由（「臭い」、「電気代の高さ」、「機械の故障」、「面倒になった」など）に対応し、利用希望者の生活スタイルや要望にあった生ごみ減量化処理機器が選択できるように、機器に関する情報、適切な使用方法及び生成物の処理など十分な事前説明が必要であると考えられます。更に、生ごみ減量化処理機器の利用者拡大に伴う生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥の活用方法を見据え、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要です。

※ 利用者に対するアンケート：家庭用生ごみ減量化処理機器の補助金制度利用者を対象に、制度利用後1年以上経過した市民を対象として平成22、24、26年(2010、2012、2014年)に実施。

#### (4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化

近年の枝木・雑草類・落ち葉の回収量は増加傾向にあり、今後、安定的に資源化を推進していくためには、効果的な資源循環システムを構築することが必要です。

#### (5) 未活用資源の調査・研究

本市では、既に多くの品目について、リサイクルを進めています。今後のリサイクル技術の発展などによっては、既存回収品目の資源化効率の向上や新たに資源になる品目が増加する可能性があります。これらの情報についても積極的に収集し、費用対効果などにも留意しながら、資源循環システムの再構築や未活用資源の利用を調査・研究することが必要です。

## 4 更なる啓発活動の推進

### (1) 多様な啓発活動の実施

本市は近隣に複数の大学が立地し、都心への通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層と生活環境が見られます。また、転出入者が多いという特徴があるため、転入者への啓発は非常に重要です。ごみ組成分析調査の結果では、単身集合住宅などにおいて、燃やすごみの中にチラシ、紙製容器包装、紙パック及びダンボールなどの資源になる紙類の混入が見られ、燃やさないごみの中に本来燃やすごみに排出すべき厨芥類、資源になる紙類及びプラスチック類の混入が見られるなど、分別が未徹底であることが明らかとなりました。ごみの発生抑制及び分別の徹底を目指すためには、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。ごみ減量の成果を提示するなど、取組の効果を市民に分かりやすく示し、日常的な取組に対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。更に、ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったことから、効果的な啓発活動により、1人でも多くの市民に本市の取組を周知徹底することが必要です。

### (2) 環境教育・環境学習の推進

本市では、アニメーションDVDや冊子などの広報媒体の作成の他、大人から子どもまでの全ての市民向けの環境教育・環境学習を実施しています。しかしながら、市民ア

ンケート調査によると、約67%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しており、各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、1人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

## 5 地域における取組の更なる展開

### (1) 市民・事業者・行政の連携

ごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議が発足し、市民・事業者・行政が協働でごみ減量や分別の啓発に向けて取り組む体制が整えられてきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報の共有化を図り、地域における連携体制を強化することが必要です。

### (2) 集団回収への参加を促進

本市の集団回収実施団体登録数及び回収量は増加傾向にありますが、市民アンケート調査における集団回収を利用・活用している人の割合は約33%に留まっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」、又は「知らない」場合も多いため、周知の徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収のあり方を検討するなど、地域において、市民が集団回収を利用できる多様な機会の提供が必要です。

## 6 更なる事業者への働きかけ

### (1) 法令の遵守

事業活動により排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行うことが必要です。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

### (2) 意識の向上

事業所アンケートでは、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員全てが本市に居住しておらず、ごみ減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。

事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

### (3) 事業者の状況に応じた対応

事業所アンケートでは、ごみの減量及び資源化を進める上での主な問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」が最も多く挙げられました。また、今後、ごみの減量及び資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルの事例紹介」や「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」を要望する意見が多く挙げられました。このことから、ごみ減量・リサイクルの手法、実施事例及びアイデアなどの情報が不足していると考えられます。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

### (4) リサイクル推進協力店認定制度の拡大

リサイクル推進協力店は、それまで協力いただいていた事業所の閉店などが近年続いた影響もあり、現在6事業所の認定となっています。リサイクル推進協力店認定事業所の拡大は、市民が利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながるため、認定要件などについての見直しを図り、**市民・事業者・行政が一体となって連携し、協力して取組を展開することが必要です。**

## 7 可燃ごみの共同処理に向けた整備

日野市、国分寺市及び本市の3市による可燃ごみの共同処理に向けた協議を進めています。**浅川清流環境組合の平成27年(2015年)7月の設立**及び新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指して、日野市及び国分寺市と協力して、整備事業を進めていく必要があります。

## 8 中間処理場の更新

不燃・粗大ごみを破碎・選別処理している中間処理場(昭和61年12月稼働)は老朽化が進んでいます。今後の中間処理のあり方を含めて検討を行うことが必要となります。

## 9 最終処分量の削減

今後、多摩地域では新たな最終処分場の建設用地を確保することが困難であることから、日の出町にある東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設を継続することは不可欠となります。この処分場及び施設は、日の出町住民の理解を得て設置され、現在もその運営・維持にあたっては日の出町住民の協力を得ています。最終処分場の長期安定的な運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、ごみの減量及び資源化の推進を図ることが必要です。



コラム

### ごみ減量キャラクターの紹介

ごみ減量キャラクターは、子どもたちに小金井市のごみ減量について分かりやすく伝えるために生まれました。市報やチラシなど、様々なところでこのキャラクター達が登場し、ごみの減量とリサイクルの推進に向けて活躍する「くるカメ大作戦」を展開しています。



こっこつカメちゃん

「こっこつごみ減量！」を合言葉に、くるくるカメくんと一緒にごみ減量やリサイクルを促進しようと毎日頑張っているしっかり者。



くるくるカメくん

「資源のリサイクル！」を合言葉に、リサイクルが進むまちづくりをめざして毎日奮闘。



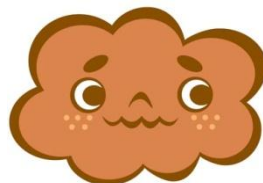
ムダガベッジ將軍

悪の組織ムダガベッジのボス。間違えやすいごみの種類や分別の仕方などにとっても詳しい。その知識を利用して、手下のワケナイーンとともにみんなを困らせようとする。



ミミーズ

畑大地くんの中に住むミミズの兄弟。畑大地くんの親友で、いつも一緒に土を元気にしている。



畑大地くん

心優しい畑の土。くるくるカメくんがくれる堆肥が大好物。おいしい野菜を作ってみんなに食べてもらうことが大好き。



ワケナイーン

## 第2章 基本方針

### 第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)(※)を推進する「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指します。

### 目指す将来像

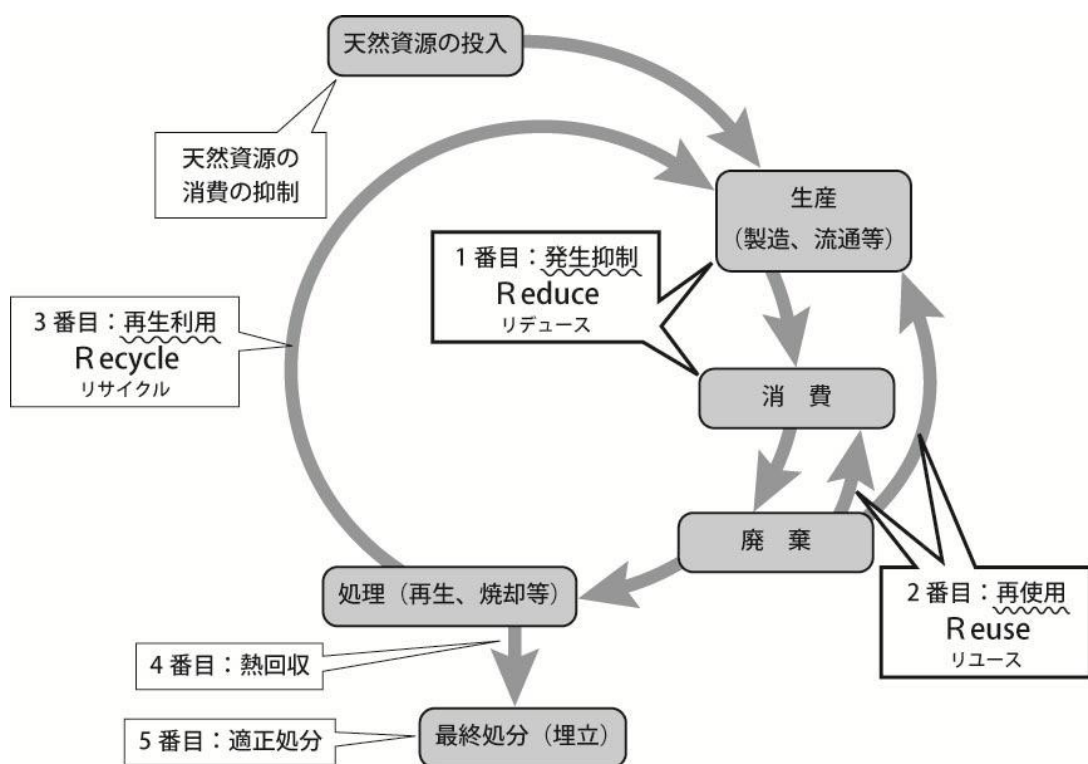
**循環型都市小金井の形成**  
**～ごみゼロタウン小金井を～**

※ 3Rとは、「リデュース (Reduce) =発生抑制、リユース (Reuse) =再使用、リサイクル (Recycle) =再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

## 第2節 基本方針

### 1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市小金井の形成に向けては、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 2-1 3Rの流れ

### 2 安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。



### 第3節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

#### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。3Rは順番が大切です。まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理への取組、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など発生抑制につながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。ものを大切に取る取組(不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど)を日頃から実践することが大切です。そして、資源になるものは捨てずに再生利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだまだ資源物の混入が見受けられます。「混ぜればごみ、分ければ資源」になることから、分別を徹底することが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を利用することや町会・自治会・子供会など身近で行われている集団回収の取組に参加することも大切です。

#### 2 事業者の役割

事業者は、自ら生産する製品などについては、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任に基づく責任を果たすことが求められます。また、事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。更に、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底及び分別の徹底などに取り組むことが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収に取り組むことも大切です。

### 3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、本計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組みます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけを行っていきます。



#### コラム

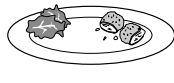
#### 市民・事業者・行政それぞれができること

市民・事業者・行政は、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、日々の生活の中で取り組めることは沢山あります。それぞれができることから取り組んで下さい。

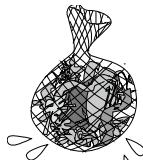
#### 市民 例えば・・・



買い過ぎない



食べ残さない



生ごみの水切り



マイバッグの利用

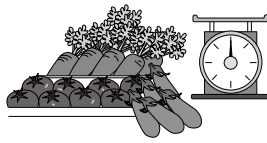


燃やすごみ  
分別・資源化

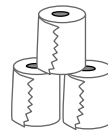
#### 事業者 例えば・・・



レジ袋の削減



ばら売り・量り売り



環境に優しい商品の提供



店頭回収の実施

#### 行政 例えば・・・



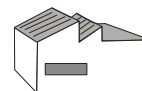
多様な情報の  
提供



集団回収事業実施  
団体への交付



市関連施設における  
3Rの取組



事業者への指導

## 第4節 計画の目標値

### 1 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を目標値として設定します。

平成36年度までに

基準年度からマイナス10%減量 356g/人・日以下

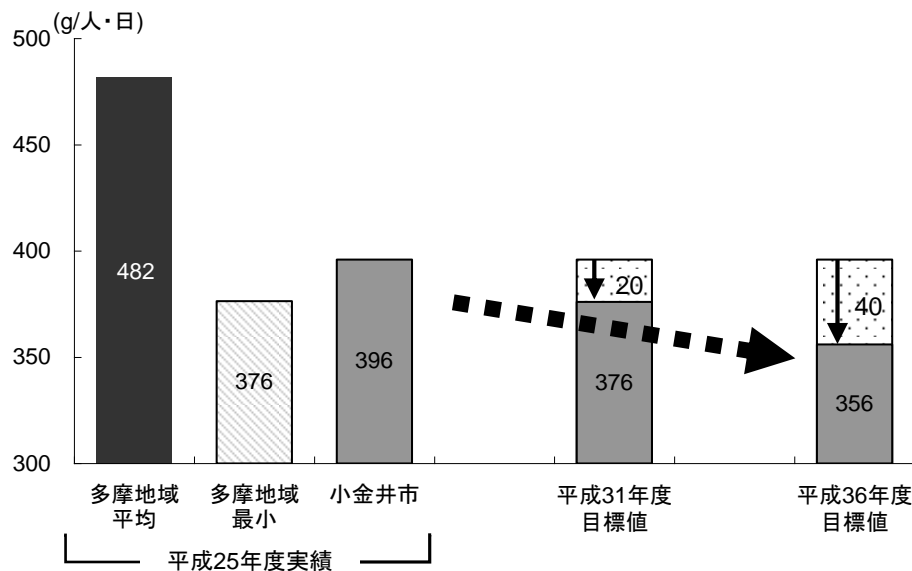


図 2-2 削減目標 (1人1日あたりの家庭系ごみ排出量)

#### [目標設定の考え方]

平成25年(2013年)度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(※)は396g/人・日です。また、同年度の多摩地域の平均は482g/人・日、最小値は376g/人・日となっており、多摩地域で少ない方から5番目となっています。

しかし、本市の家庭系ごみには、食べられる状態であるにもかかわらず捨てられた食品類など発生抑制できるもの、くつ・かばん類などリユースできるもの、古紙類などリサイクルできるものなどの混入がまだ多く見受けられることから、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策を展開することで、更なるごみ減量に取り組めます。

本計画では、そうした取組の指標として、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を多摩地域で最少レベルにすることを目指します。

(※) 多摩地域ごみ実態調査より算出

家庭系ごみ	燃やすごみ	本計画目標値に示す 家庭系ごみ
	燃やさないごみ	
	プラスチックごみ	
	粗大ごみ	
	有害ごみ	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど	
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど	

### [目標達成に向けた取組]

目標達成に向けては、市民・事業者・行政は、第3節（P43、P44）に示すそれぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、より一層の減量効果が期待でき、目標を達成することができます。

#### 市民

##### 発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない、食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

##### リユース

不用となったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

##### リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

#### 事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、店頭回収などへの取組

#### 行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

## 2 埋立処分量 (t)

本計画では、埋立処分量の削減に取り組むための指標として、東京たま広域資源循環組合の定める配分量を目標値として設定します。

### 東京たま広域資源循環組合の定める配分量以下

#### [目標設定の考え方]

家庭から出た資源化することができない不燃系ごみの一部は、最終的に日の出町にある東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っています。二ツ塚廃棄物広域処分場は、多摩地域全体のごみの最終処分問題を解決するために日の出町民の理解を得て設置され、現在運営されています。今後も引き続き、最終処分を行っていくためには、最終処分場の長期安定的な運営を図り、日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。そのため本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策を展開することで埋立処分量の削減に取り組み、その指標として、東京たま広域資源循環組合が定める埋立処分量の配分量（※）以下を目指します。

（※）東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に毎年定められる  
＜平成25年（2013年）度の配分量は45トン（埋立処分量実績は44トン）＞

## 第5節 将来予測

### 1 将来人口推計

将来人口推計については、平成20年(2008年)度から平成25年(2013年)度のデータからトレンド推計手法(※)により算出しています。本市の人口は、今後も微増傾向が継続すると考えられ、目標年度である平成36年(2024年)度の人口は118,819人と推定され、平成25年(2013年)度に比べ、1.5%の増加となる見込みです。

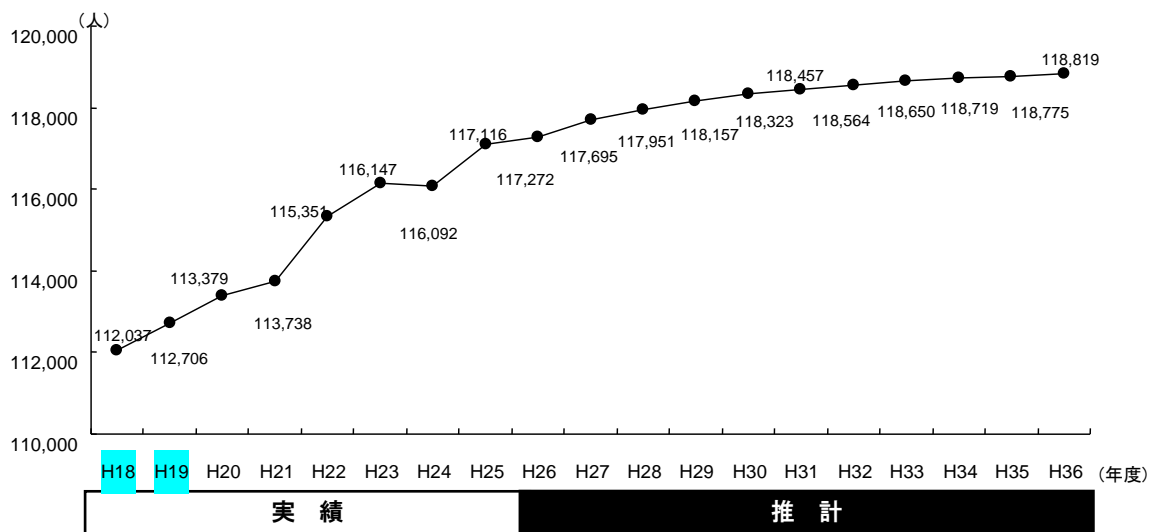


図 2-3 将来人口推計値

※ 過去の傾向が将来も続くと仮定し、経年データから傾向線式(回帰)を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法

### 2 ごみ量の推計値

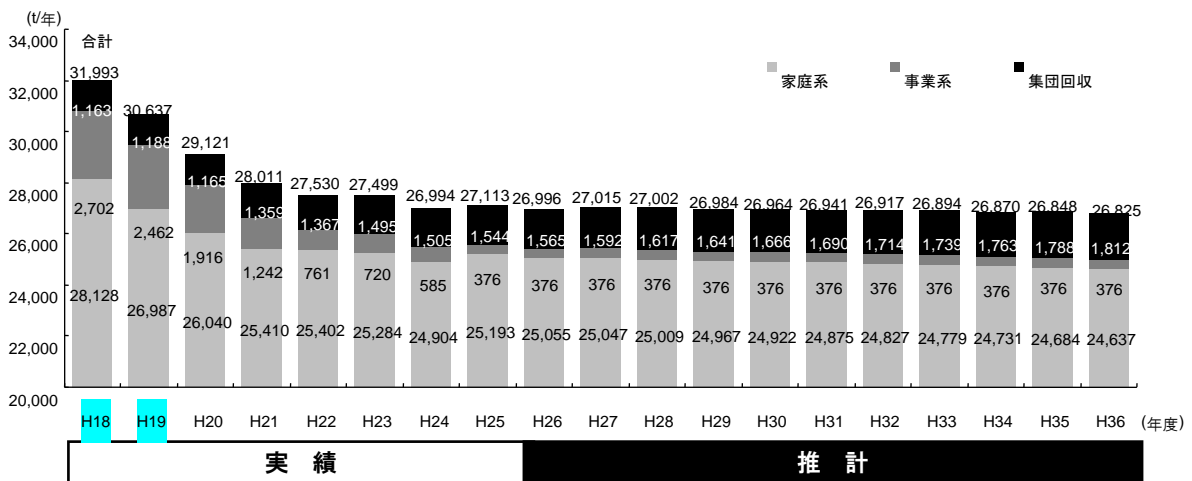


図 2-4 排出量の将来予測(現状推移)

ごみの推計量は減少していますが、この数値は現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定したものです。転出入者が多いという本市の特性や今後の人口の増加などを踏まえると、より一層の取組が必要となります。

ただし、事業系可燃ごみについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の対象となっていないため、現時点では、民間の一般廃棄物処理施設で処理を行っていますが、今後、可燃ごみの共同処理を実施するにあたり、3市で異なっているごみ処理手数料の改定を行った場合には、事業系可燃ごみ約2,000tが新たな施設に搬入されることも想定されます。

### 3 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（現状推移と目標達成時）

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量について、現状推移と目標達成時を図2-5に示します。現状推移とは、現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合の推移であり、目標を達成するためには、現在の施策の継続に加え、更なる取組が求められます。現状推移に比べ、平成31年(2019年)度の中間目標年度では約11gの減量、平成36年(2024年)度の目標年度には約27gの減量を達成する必要があります。

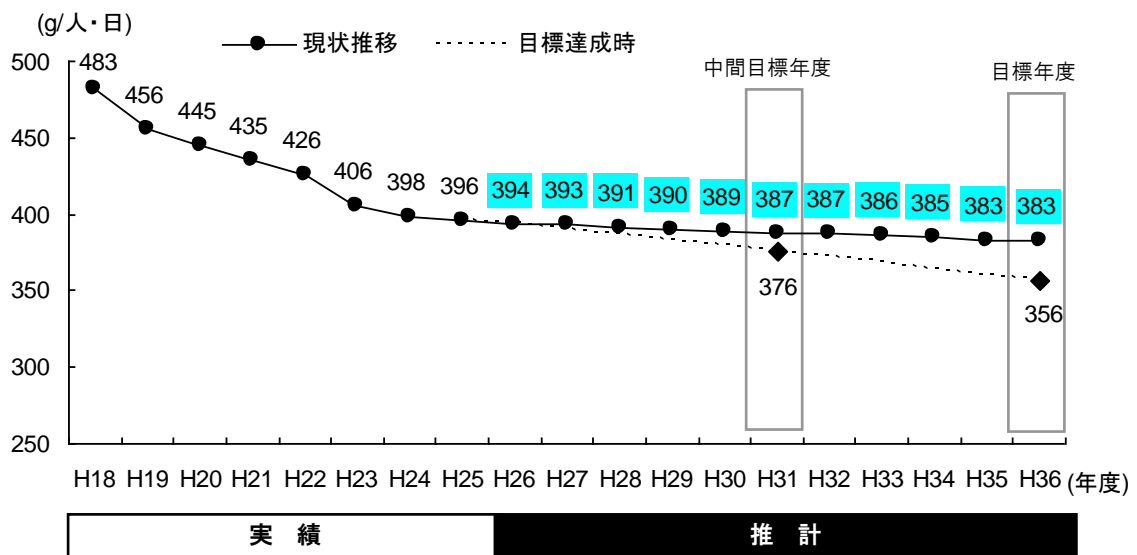


図2-5 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

## 第3章 施策の展開

### 第1節 計画の体系

本計画の体系を示します。2つの基本方針に基づき、14の計画項目により構成しています。

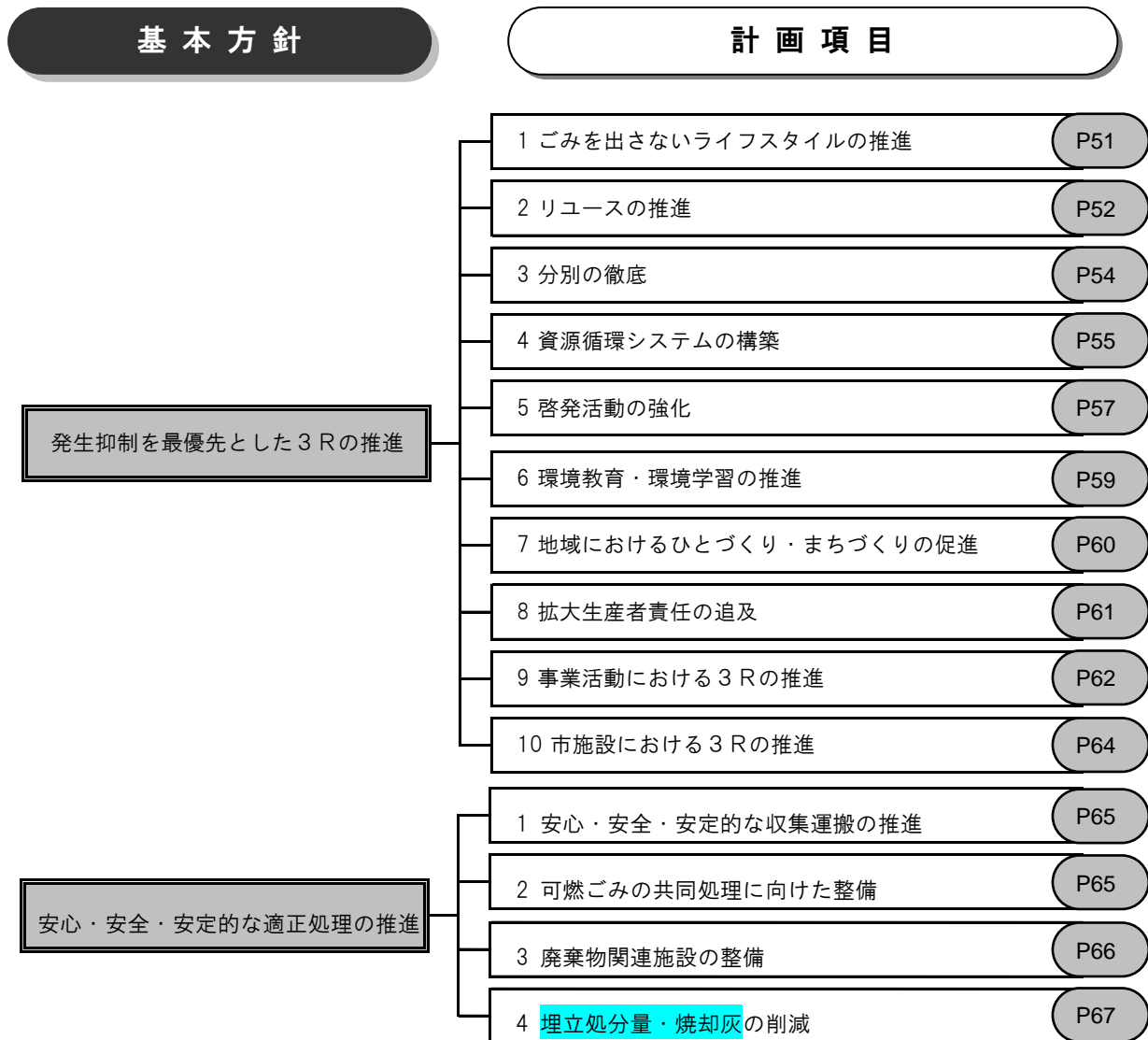


図 3-1 体系図

また、適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項については、以下のとおりとします。

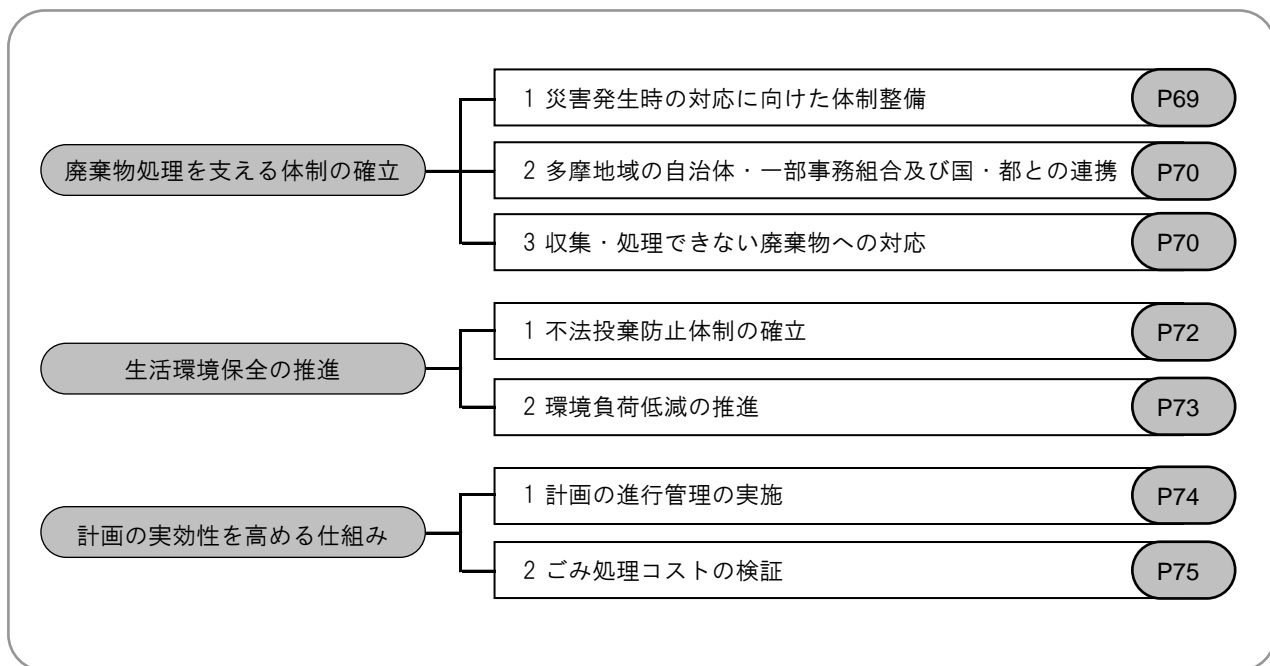
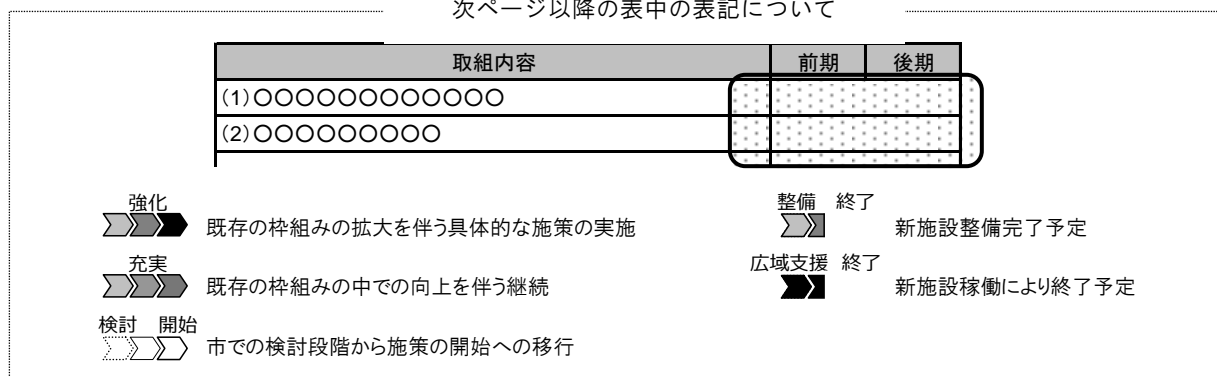


図 3-2 本計画の遂行に必要な事項



次ページ以降の表中の表記について





## 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

### 1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らす発生抑制です。ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着するためには、市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、ごみの発生抑制を意識した行動を実践することが重要です。ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作る機会を提供することによって動機づけを図り、市民一人ひとりのごみを出さないライフスタイル変革への支援を推進していきます。また、ごみになるものはもらわない・買わない取組、食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組を推進し、展開していきます。

#### 取組内容

##### (1) ライフスタイル変革への支援

一人でも多くの市民が、ごみや環境に関心を持ち、ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作るため、市民との交流の場において、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイル変革への動機付けとなる支援を行っていきます。地域における市民主催の学習会、キャンペーン及びイベントなど市民が集う場に市の職員を派遣し、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組むことの意義及び効果を伝えていきます。また、ごみを出さないライフスタイルが生活習慣の一部として定着するように、発生抑制を最優先とした3R行動チェックシートを作成し、家庭や職場における自発的な取組を支援していきます。

##### (2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進

ごみになるものを元から減らすため、ごみになるものはもらわない・買わない取組を推進していきます。過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図っていきます。

### (3) 食品ロス削減の推進






ごみになるものを元から減らすため、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のロスを削減する取組を推進していきます。食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図っていきます。

### (4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進

ごみの発生抑制に向けて、生ごみには大量の水分が含まれていることから、家庭で誰もが手軽に実践できる生ごみの水切りを徹底していきます。また、生ごみ減量化処理機器及び生ごみ堆肥化容器の活用などによる生ごみの自家処理を推進していきます。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知していきます。

### (5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進

ごみの発生抑制に向けて、消費者が主体的に選択でき、誰もが簡単に実践できるマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進を図っていきます。マイバッグの利用は、レジ袋の削減につながります。また、水筒やタンブラーなど繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトルや紙パックなど使い捨て容器の削減につながります。更に、マイはしの利用は、使い捨ての割りばしの削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知していきます。

取組内容	前期	後期
(1) ライフスタイル変革への支援	強化	
(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進	強化	
(3) 食品ロス削減の推進	強化	
(4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進	強化	
(5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	強化	

## 2 リユースの推進

発生抑制の次に取り組むべきことは、使えるものは何度でも使うリユースです。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切にす  
る取組を日頃から実践することが重要です。リユースルートの構築と円滑な運用を推進す  
るとともに、リユース施策及びリユース活動を広く市民に周知することで、市民一人ひとりの  
意識の向上を図りていきます。更に、新たなリユース施策についても調査・研究してい  
きます。

### 取組内容

#### (1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進

リユースできるものについて、効率的なリユースルートを構築し有効利用先を確保す  
ることにより、円滑な運用を推進していきます。また、社会状況の変化などに応じて、そ  
の有用性を見直しも検討していきます。

#### (2) くつ・かばん類の有効活用

リユースできるくつ・かばん類については、分別区分、回収方法の見直し及び情報発  
信手段を検討し、更なる有効活用を推進していきます。

#### (3) リユース食器の有効活用

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユ  
ース活動であるため、多くの市民に対してリユース意識の向上を図ることができます。広  
報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、  
リユース食器の意義及び効果を広く周知していきます。

#### (4) リユース活動の支援と周知

粗大ごみのリユースを推進するために、現在締結しているシルバー人材センターとの  
「リサイクル事業に関する協定書」を継続し、シルバー人材センターが運営するリサイク  
ル事業所におけるリユース活動の充実に向けた支援を行っていきます。また、リサイク  
ル事業所の事業及び民間団体が行うフリーマーケットなどリユースの取組について、広  
報媒体を活用して広く周知し、リユース活動の充実を図っていきます。

## (5) リユース施策の調査・研究

リユースの取組をより一層推進していくために、他自治体又は民間団体などの取組事例について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進	強化 	強化 
(2) くつ・かばん類の有効活用	強化 	強化 
(3) リユース食器の有効活用	充実 	充実 
(4) リユース活動の支援と周知	充実 	充実 
(5) リユース施策の調査・研究	検討 	開始 

## 3 分別の徹底

発生抑制、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、資源としての品質を確保することが重要です。組成分析を実施することで現況を把握し、正しい分別方法の周知及び市の職員である清掃指導員による分別指導などにより、分別ルールの徹底を図っていきます。

### 取組内容

#### (1) 組成分析の実施




ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討していきます。

#### (2) 正しい分別方法の周知

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、正しい分別方法についての周知を徹底していきます。特に、燃やすぐみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い資源になる古紙類並びにプラスチック類の分別方法の周知を重点的に促進していきます。更に、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどは、汚れを落としてから排出することの大切さを周知徹底していきます。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要が生じた場合には、分別方法の見直しを含め状況に応じた施策を展開していきます。

### (3) 清掃指導員による分別指導の徹底

分別ルールの浸透に向けて、必要に応じて清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を徹底していきます。特に、転入者や分別が徹底されていない集合住宅への分別指導について強化していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 組成分析の実施	充実 	
(2) 正しい分別方法の周知	強化 	
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底	強化 	

## 4 資源循環システムの構築

循環型社会を形成するためには、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムを構築することが重要です。分別された資源物を効率的・効果的にリサイクルするため、資源物の戸別・拠点回収の充実、資源化ルートの構築と円滑な運用の推進、有機性資源(生ごみ、枝木・雑草類・落ち葉)の有効利用に取り組んでいきます。更に、未活用資源の有効利用方策について調査・研究を行っていきます。

### 取組内容

#### (1) 資源物戸別・拠点回収の充実

品目ごとに分別された資源物は、市が責任を持って戸別・拠点回収を実施していきます。また、市民の排出のしやすさ及び回収の効率などの観点から、より良い回収方法について検討していきます。

#### (2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進

品目ごとに分別された資源物は、効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進していきます。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性の見直しも検討していきます。

#### (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図

っていきます。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況を踏まえた施策を展開していきます。

#### (4) 生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化事業を推進していきます。【家庭で使っている生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び民間の集合住宅などに設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という資源循環システムの構築を図っていきます。併せて、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業を支援し、事業の取組内容及び成果を周知していきます。更に、生ごみ堆肥化容器配布制度の周知など各家庭における生ごみの有効な利用方法について広報媒体を活用して紹介していきます。また、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方なども踏まえ、生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥の活用方法を見据えた事業の展開を図るとともに、更なる生ごみの有効利用の可能性について調査・研究を行います。

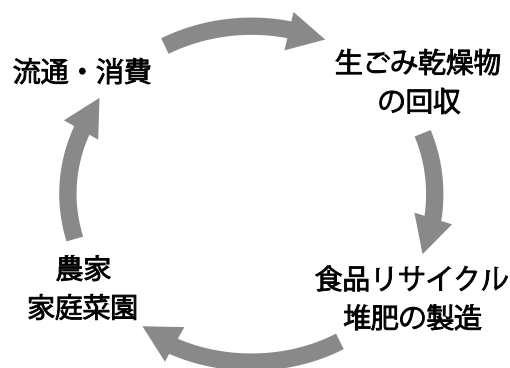



図 3-3 生ごみ乾燥物資源循環のイメージ

#### (5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用

枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図るとともに、効率的な回収方法などについて検討し、必要に応じて見直しを行います。

#### (6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

循環型社会形成に向けた取組を推進するため、資源として活用されていなかったもの及び資源として活用できなかったものについて、資源化や有効利用の可能性を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 資源物戸別・拠点回収の充実	充実 	
(2) 資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進	強化 	
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	強化 	
(4) 生ごみ堆肥化事業の推進	強化 	
(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	強化 	
(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究	検討 開始 	

## 5 啓発活動の強化

発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくことが重要です。市民一人ひとりが、ごみや環境に関心を持ち、日頃から発生抑制を最優先とした3Rの推進を意識した行動を実践することができるように、また、転出入者が多いという本市の特性も踏まえ、一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、広報媒体を活用した情報発信、分かりやすい広報媒体の作成、キャンペーンの実施、イベントへの出展及び転入者への周知などの啓発活動を強化していきます。更に、効果的な啓発活動について調査・検討を行っていきます。

### 取組内容

#### (1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ及びチラシによる情報発信並びにアニメーションDVD及び冊子などを活用した出張講座の実施など啓発活動を強化していきます。一人でも多くの市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくため、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけていきます。

#### (2) 分かりやすい広報媒体の作成

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ、チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体の内容・表現及び発信方法に工夫を凝らし、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみや環境に無関心な層の取り込みも目指して、誰もが理解できる具体的で分かりやすい広報媒体を作成していきます。

### (3) キャンペーンの実施

市内の駅頭、イベント及び店頭など市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、キャンペーン(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)を実施していきます。市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけていきます。

### (4) イベントへの出展

市内イベントなど市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映及びパネル展示などの出展を行うことで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけていきます。

### (5) 転入者への啓発強化

転入窓口となる担当部署との連携により、本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化していきます。特に、転出入の多い集合住宅について、集合住宅所有者又は管理会社などと連携し啓発を強化していきます。

### (6) 効果的な啓発活動の調査・検討

一人でも多くの市民に発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底を図るため、新たにスマートフォンでの情報発信を行うなど、状況に対応した効果的な啓発方法について、他自治体又は民間団体の取組事例などを調査・検討していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化	強化 	
(2) 分かりやすい広報媒体の作成	強化 	
(3) キャンペーンの実施	強化 	
(4) イベントへの出展	強化 	
(5) 転入者への啓発強化	強化 	
(6) 効果的な啓発活動の調査・検討	検討	開始 



## 6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、その輪が広がることにより、具体的行動を取ることでできる人材が育っていくことは重要です。子どもから大人まで誰もが学ぶことができる機会を提供するため、小・中学校における環境教育や町会・自治会・子供会・その他団体への環境学習を推進していきます。

### 取組内容

#### (1) 小・中学校における環境教育の推進

市の職員を講師として派遣する出張講座や中間処理場の見学会などを実施し、小・中学校への環境教育を推進していきます。一人でも多くの子どもがごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、ごみ減量キャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などを効果的に活用していきます。子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供に努めていきます。

#### (2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進

市の職員を講師として派遣する出張講座や中間処理場の見学会などを実施し、町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習を推進していきます。一人でも多くの市民がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、参加者の声を取り入れながら、質の高い学習機会の場の提供に努めていきます。

#### (3) 情報の提供

一人でも多くの市民に出張講座や中間処理場の見学会などに参加してもらうため、広報媒体を活用した情報提供に努めていきます。また、参加できない市民のために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組や最新の情報などを、市民が必要な時に、いつでもどこでも得ることができるよう情報提供の充実を図っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小・中学校における環境教育の推進	強化	強化
(2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進	強化	強化
(3) 情報の提供	充実	充実

## 7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けては、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会・子供会などからの推薦を受けたごみゼロ化推進員の活動を支援するとともに、ごみ相談員制度の認知度の向上を図り、更に、集団回収事業を支援することで、地域におけるひとづくり・まちづくりを促進していきます。また、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

### 取組内容

#### (1) ごみゼロ化推進員による活動の推進

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、ごみゼロ化推進員と市の協働によるキャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、催しの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、ごみの分別指導及び清掃活動などを支援していきます。

#### (2) ごみ相談員制度の認知度向上





地域におけるごみ分別ルールの浸透を図るため、ごみ相談員制度の認知度の向上を図っていきます。

#### (3) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体への奨励金の交付など集団回収事業を支援していきます。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民に対する情報提供に努め、より多くの参加を働きかけていきます。

#### (4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組が相乗的な効果を得ることができるような地域ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) ごみゼロ化推進員による活動の推進	強化 	
(2) ごみ相談員制度の認知度向上	強化 	
(3) 集団回収事業の支援	強化 	
(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	強化 	

## 8 拡大生産者責任の追及

循環型社会を形成するためには、生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任が求められます。拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけを行っていきます。



### 取組内容

#### (1) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

#### (2) 事業者と行政の役割分担の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルしていきます。拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 拡大生産者責任の追及	強化 	
(2) 事業者と行政の役割分担の見直し	強化 	

## 9 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理を推進していきます。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。事業者に対して、発生抑制、リユース、リサイクルの推進を働きかけていきます。更に、拡大生産者責任の考え方のもと、リサイクル推進協力店の拡大及び店頭回収を推進していきます。

### 取組内容

#### (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進

事業所から排出されるごみ・資源物については、事業者自らの責任において、自己処理をすることが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施していきます。

#### (2) 発生抑制の推進

事業者が最優先に取り組むべきことは発生抑制です。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、レジ袋の混入が多い事業者に対してはレジ袋の削減、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するとともに、簡易包装やばら売り・量り売りの取組を働きかけるなど事業者の状況に応じた発生抑制の推進及び従業員の意識向上に向けた取組を支援していきます。

#### (3) リユース・リサイクルの推進

事業者が発生抑制の次に取り組むべきことはリユース・リサイクルです。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、適正な分別に向けた指導を徹底するとともに、環境に優しい製品やサービスの提供を働きかけるなど事業者の状況に応じたリユース・リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取組を支援していきます。

#### (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施













延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先とした3Rの推進及び適正な処理に向けて、適宜、立入指導を実施していきます。

#### (5) リサイクル推進協力店の拡大

レジ袋の削減、簡易包装の推進、ばら売り・量り売りの推進、ペットボトル・紙パックなどの自主回収及びエコマーク商品などの販売促進などに取り組んでいる市内の事業所をリサイクル推進協力店として認定しています。広報媒体を活用したりリサイクル推進協力店の募集やごみゼロ化推進員との協力による事業所への働きかけにより、認定事業所の拡大に取り組んでいきます。更に、市民に対しては、広報媒体など市民へ情報発信できる機会を活用してリサイクル推進協力店を紹介し、環境にやさしい事業所を積極的に応援していきます。また、認定要件の見直しにも柔軟に対応するなど認定事業所の拡大を見据えた施策を展開していきます。

#### (6) 店頭回収の推進

食品トレイやペットボトルなどは、市内各事業所で店頭回収を実施しています。広報媒体を活用して店頭回収を実施している事業所の情報提供に努め、市民の利用を推進していきます。また、各事業所へは自主回収・自主処理の取組拡大に向けて働きかけていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進	強化 	強化 
(2) 発生抑制の推進	強化 	強化 
(3) リユース・リサイクルの推進	強化 	強化 
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	強化 	強化 
(5) リサイクル推進協力店の拡大	強化 	強化 
(6) 店頭回収の推進	強化 	強化 



### 第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進

#### 1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

日常生活において排出されるごみ・資源物を、生活環境に支障が生じないように適正かつ円滑に収集運搬するため、安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めていきます。また、高齢者及び障害者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するためのふれあい収集を推進していきます。



##### 取組内容

#### (1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保

指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って適正かつ円滑に収集運搬していきます。また、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも対応できる安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めていきます。更に、可燃ごみの共同処理に伴う状況の変化に応じた**施策を展開していきます。**

#### (2) ふれあい収集の推進

ごみ・資源物を排出場所に持ち出すことが困難な高齢者又は障害者が属する世帯を戸別訪問してごみ・資源物の収集を行う、ふれあい収集を推進していきます。併せて、安否確認も行っていきます。利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供に努めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保	充実 	
(2) ふれあい収集の推進	充実 	

#### 2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

安定的な可燃ごみ処理体制の確立のため、日野市、国分寺市及び本市の3市による可燃ごみの共同処理を推進していきます。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみ処理の支援を要請することとします。


## 取組内容

### (1) 新可燃ごみ処理施設の整備

日野市、国分寺市及び本市の3市による浅川清流環境組合の平成27年(2015年)7月の設立及び新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し整備事業を実施していきます。新可燃ごみ処理施設は、環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保していきます。

### (2) 広域支援による可燃ごみの処理

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の自治体・一部事務組合に可燃ごみ処理の支援を要請することとします。循環型社会の形成並びに各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となって、更なるごみの減量に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) 新可燃ごみ処理施設の整備	整備 	終了 
(2) 広域支援による可燃ごみの処理	広域支援 	終了 

## 3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

## 取組内容

### (1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、昭和61年(1986年)の稼働から28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けた計画を策定していきます。



## (2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討 	開始 
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討 	開始 

## 4 埋立処分量・焼却灰の削減

家庭から出たごみは、最終的に日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて最終処分を行っていきます。この処分場及び施設は、日の出町住民の理解と協力を得て設置され、現在運営されています。そのため、最終処分場の長期安定的な運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に向けた取組が必要です。最終処分場の取組を周知するとともに、最終処分量の最少化、適正な分別排出及び広域的な連携に取り組んでいきます。

### ※1 埋立処分量の削減

本市の不燃系ごみ及び粗大ごみは、中間処理場で破碎・選別し、資源化処理に努めていきます。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)で埋立処分をしていきます。

### ※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設(日の出町)でセメント原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図っていきます。

## 取組内容

### (1) 埋立処分量・焼却灰の最少化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策の展開を図ることで、埋立処分量及び焼却灰の最少化に取り組んでいきます。

## (2) 適正な分別排出

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、適正な分別排出について周知を行っていきます。

## (3) 広域的な連携

本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて、埋立及びエコセメント化事業が円滑に行われるように、構成市である多摩地域の自治体と連携を図っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 最終処分量の最少化	強化	強化
(2) 適正な分別排出	強化	強化
(3) 広域的な連携	強化	強化

### コラム

#### 東京たまエコセメント化施設

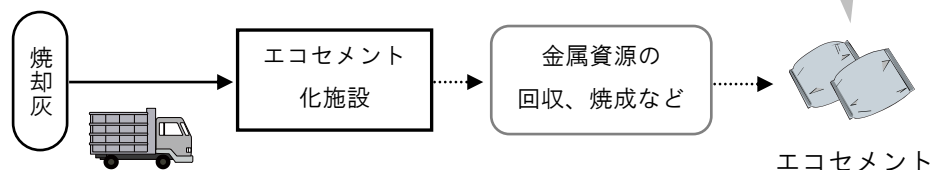
東京たまエコセメント化施設（日の出町）は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営しています。多摩地域では、新たな最終処分場の建設用地を確保することが困難であることから、平成18年（2006年）度に焼却灰をセメントの一部として再利用するエコセメント化施設を設置し、それまで埋立処分していた焼却灰を全て再利用し、埋立処分量を大幅に減少させました。エコセメント化施設では、土木・建築工事やコンクリート製品などの資材としてリサイクルされ、市内でも道路などに利用されています。発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策へのご理解・ご協力をお願いします。



写真 東京たまエコセメント化施設

#### <利用方法>

- ・公園の園路舗装
- ・車止め、ベンチ
- ・道路側溝
- ・建築材料 など



## 第4節 廃棄物処理を支える体制の確立

### 1 災害発生時の対応に向けた体制整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、災害などによって排出される大量のごみやがれきを迅速に処理し、衛生環境の確保を図るための体制を整備していきます。



#### 取組内容

#### (1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、排出される大量のごみやがれきを迅速に処理していきます。被害によるごみやがれきの発生量などの状況を把握し、臨時集積所の設置、仮置場の設置、収集運搬体制の確保、臨時収集運搬ルートの確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更など、速やかにごみ処理計画及びがれき処理計画を策定し、更に、市民への周知徹底を図ることで、災害時の体制を整備していきます。なお、災害発生時において迅速に対応できるごみ処理体制の確保に努めるため、現在、収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を継続していきます。

#### (2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請

排出されたごみの処理が本市単独で不可能な場合、小金井市地域防災計画に基づき、他の自治体・一部事務組合及び民間施設に対して支援を要請していきます。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備	充実 	
(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	充実 	

## 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化を図っていきます。



### 取組内容

#### (1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合との連携を強化して情報の共有化を図り、地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けた調査・研究を行っていきます。また、安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた連携を強化していきます。

#### (2) 国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、国・都との連携を強化して情報の共有化を図り、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携	強化 	
(2) 国・都との連携	強化 	

## 3 収集・処理しない廃棄物への対応

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコン、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理しない廃棄物などの情報を広く周知することにより、適正処理を推進していきます。



### 取組内容

#### (1) 情報の提供

広報媒体を活用して、市で収集・処理しない廃棄物の情報を提供していきます。

## (2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備

市で収集・処理できない廃棄物については、専門に扱う事業者と情報交換を行い、事業者と連携して受入体制を整備するなど、適正処理を推進していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 情報の提供	充実 	
(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	充実 	



コラム

### 市で収集・処理しないもの

市で収集・処理しないものは、以下のとおりです。適正な処理・処分へのご理解・ご協力をお願いします。

#### 家電

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、リサイクルが義務づけられている家電製品です。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 買ったお店に引き取ってもらう。
- 買い換えの際、お店に引き取ってもらう。
- 家電リサイクル受付センターに申し込みをする。



#### パソコン

資源有効利用促進法に基づき、消費者とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを資源化しています。

処理方法・処分方法 ▶▶▶

- メーカーに回収を申し込む。
- メーカーのわからない場合は購入した販売店に問い合わせる。
- メーカーがない場合は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会に問い合わせる。



#### オートバイ・原動機付自転車

オートバイの適正な回収・リサイクルを目指し、メーカーによる回収が行われています。

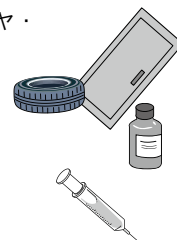
処理方法・処分方法 ▶▶▶

- 廃棄二輪車取扱店のステッカーのあるお店に申し込む。
- 二輪車リサイクルコールセンターに問い合わせる。

#### その他

以下のものは、専門の処理業者に処分を依頼して下さい。

- 建築廃材・・・ドア・畳・床材・壁材・土・石材・ブロックなど
- 重量物・・・ピアノ・電子オルガン・耐火金庫など
- 破碎不適物・・・プロパンガスボンベ・自動車用品（バッテリー・タイヤ・ホイールなど）・消火器・ボウリングの球など
- 液体・・・灯油・廃油・農薬・薬品・塗料など
- 感染性廃棄物・・・注射器・注射針など  
※在宅医療で出る注射針などは、かかりつけの医院に持ち込むか、注射針の自主回収を実施している薬局等で処分してください。
- その他・・・ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く）、フロンガスを使用している製品など



## 第5節 生活環境保全の推進

### 1 不法投棄防止体制の確立

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶及び吸い殻などのポイ捨て並びに使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発及び市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、適正な処理を促し、不法投棄防止体制を確立していきます。

#### 取組内容

##### (1) パトロールの強化







不法投棄多発地帯などを中心に、市職員が定期的にパトロールすることにより不法投棄の防止に努めていきます。併せて、古紙の抜き取りなど不法行為についても注意喚起を行っていきます。

##### (2) 不法投棄防止対策の推進

啓発看板(不法投棄厳禁、犬のフン禁止)の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄の防止を図っていきます。

##### (3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化

市民・事業者と連携し、不法投棄防止に向けた監視・通報体制を強化していきます。また、警察や関係他部局との綿密な連携を図り、不法投棄防止に向けた体制を確立していきます。

取組内容	前期	後期
(1) パトロールの強化	充実 	充実 
(2) 不法投棄防止対策の推進	充実 	充実 
(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	充実 	充実 

## 2 環境負荷低減の推進

生活環境の保全に努めるため、収集車両などへの低公害車の導入を進めていきます。また、必要な製品やサービスを購入する際には、環境負荷ができるだけ少ないエコマーク商品などを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めていきます。

### 取組内容

#### (1) 収集車両への低公害車の導入

収集車両などに低公害車の導入を進めていきます。また、収集運搬業者に対しても積極的な導入を協力要請していきます。

#### (2) グリーン購入の推進

環境負荷の低減を継続的に進めるために、グリーン購入を推進していきます。また、販売店には供給面で、市民に対しては消費面でグリーン購入推進への協力を求めています、資源循環の輪の形成に努めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 収集車両への低公害車の導入	▶▶▶	▶▶▶
(2) グリーン購入の推進	▶▶▶	▶▶▶



写真 3-2 導入した低公害車

## 第6節 計画の実効性を高める仕組み

### 1 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

#### 取組内容

##### (1) 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、【計画・施策の立案、目標の設定→計画に沿った施策を実行 → 市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況について3者の連携の中で点検・評価 → 施策の改善を検討、必要に応じて目標達成に向けた計画の見直し】を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

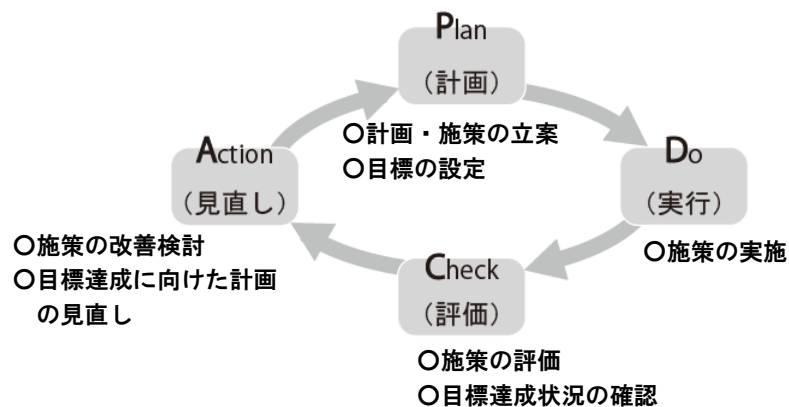


図 3-4 PDCAサイクル

取組内容	前期	後期
(1) 進捗状況の点検・評価		強化 ▶▶▶



## 2 ごみ処理コストの検証

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、市民・事業者・行政の相互理解を高める必要があります。そのため、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たしていきます。また、コスト管理については、国の一般廃棄物会計基準などを参考に、新たな会計手法の検討や環境基金の有効活用を推進し、効率化と適正化に努めていきます。



### 取組内容

#### (1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開

廃棄物会計については、継続して情報公開を実施していきます。また、国の一般廃棄物会計基準との比較検証について研究を行っていきます。

#### (2) 環境基金の有効活用

平成17年(2005年)度に施行された小金井市環境基金条例に基づき、ごみ処理手数料の一部などを積み立てている環境基金の有効活用を推進していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開	充実 	
(2) 環境基金の有効活用	充実 	

## 第 2 部 生活排水処理基本計画

---

# 第1章 生活排水処理の現状

## 第1節 収集運搬処理状況

本市における公共下水道普及率は100%を達成しています。し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥については、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成される一部事務組合(湖南衛生組合)による共同処理を行っています。

### 1 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

### 2 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、湖南衛生組合で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 1-1 施設の概要

施設名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	6kl/日
処理方式	前処理希釈方式

## 第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は図1-1のとおりです。近年、浄化槽汚泥処理量はやや増加しています。平成25年(2013年)度のし尿処理量は76.6klとなっています。

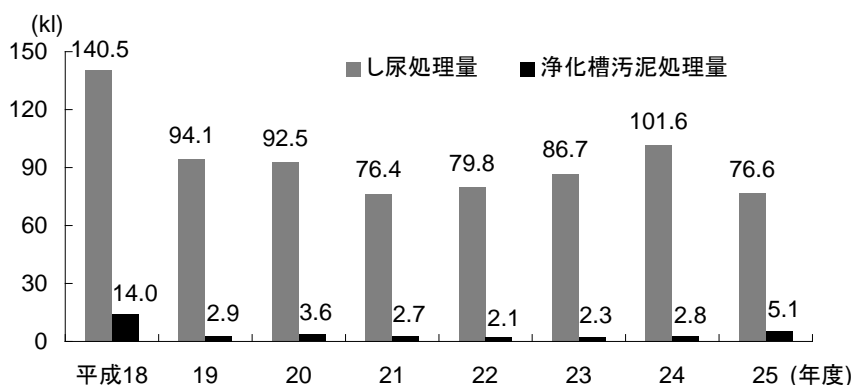


図 1-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

## 第2章 今後の取組

### 第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水については下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な運搬及び処理ができるよう体制を維持します。また、湖南衛生組合が進めている「湖南衛生組合総合整備事業」に基づき新処理施設の整備を実施します。

### 第2節 災害時の対応

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、東京都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制を確立します。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかにし尿収集・処理計画を策定します。なお、くみ取りを必要とする仮設トイレについては、平成23年(2011年)にし尿収集運搬業者と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」、他自治体と「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、協定を締結しているし尿収集運搬業者に協力を要請し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに収集・搬入します。また、市の確保した収集能力を上回ると判断した場合は、速やかに東京都に応援を要請します。

---

## 小金井市一般廃棄物処理基本計画

発行：平成 27 年 3 月 小金井市

編集：小金井市環境部ごみ対策課

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

TEL 042-387-9835 FAX 042-383-6577

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

---

# 平成 27 年度一般廃棄物処理計画

循環型都市小金井の形成  
～ごみゼロタウン小金井を～

平成 27 年 4 月 1 日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目 次

はじめに	1
第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の実施状況	2
1 平成26年度ごみ・資源物処理量	2～3
2 平成26年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策	4～6
第2 平成27年度ごみ処理計画	7
1 ごみ処理計画	8
2 平成27年度減量目標	9～10
3 施策の展開	11～15
第3 ごみ処理体制	16
1 家庭系一般廃棄物	16～18
2 事業系一般廃棄物	19～20
第4 市民・事業者・行政の役割	21
1 市民の役割	21
2 事業者の役割	21～22
3 行政の役割	22
第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	22
1 不燃・粗大ごみ処理施設	22
2 最終処分場・エコセメント化施設	22～23
第6 動物の死体処理について	23
1 市へ届け出るもの	23
2 市が収集するもの	23
3 処理方法	23
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	23
1 市が収集しない一般廃棄物について	23～24
2 処理方法の変更	24
第8 生活排水処理について	24
1 収集運搬	24
2 処理	24

別紙 平成27年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下、「本市」という。)では、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの安定的な処理体制についての方向性が定まったことから、「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は平成18年度から平成27年度まで)について、計画を1年早め、平成27年度から10年間の計画である「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、限りある資源を大切に使い、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、発生抑制を最優先とした3R\*の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針として定め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携した取組を実践することとしています。

現在、本市の可燃ごみ処理については、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を実施していますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っています。更に、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、同組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られています。循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要です。

この場を借りて、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づき、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」に向けて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制に最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成27年度一般廃棄物処理計画を策定します。

\* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。



## 第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の実施状況

### 1 平成26年度ごみ・資源物処理量

#### (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成26年度一般廃棄物処理計画では、可燃系ごみは対前年度(平成25年度)実績処理量に対し5%減、不燃系ごみは対前年度(平成25年度)実績処理量に対し1%減を減量目標としました。

可燃系ごみについては、平成26年度処理量(推定)は12,710tの見込みであり、対前年度(平成25年度)実績処理量に対し約0.3%減で、平成26年度の減量目標5%減は達成できない見込みです。

不燃系ごみについては、平成26年度処理量(推定)は4,666tの見込みであり、対前年度(平成25年度)実績処理量に対し約0.3%増で、平成26年度の減量目標1%減は達成できない見込みです。

#### (2) 資源物

平成26年度処理量(推定)は9,618tの見込みです。平成25年度は9,677tでした。

#### (3) 目標達成に向けた課題

更なるごみ減量に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不用となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが大切です。行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ることが大切です。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、人口増や転出入者が多いという特性もあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民にご理解・ご協力をしていただくためには、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることが大切です。

平成26年度ごみ・資源物処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成 26 年度 処理量 (推定)	平成 25 年度 処理量(実績)
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		12,521	12,557
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		133	132
		布団をサーマルリサイクル		56	56
	小計			12,710 (△0.3%)	12,745
不燃系ごみ	燃やさないごみ	資源化	鉄など金属を資源化	418	426
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル*2	1,290	1,224
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル	766	796
			埋立	30	44
	プラスチックごみ	選別	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,738	1,753
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	424	410
	小計			4,666 (0.3%)	4,653
	有害ごみ	一部資源化・埋立		38	38
資源物	資源化		9,618	9,677	
合計			27,032 (△0.3%)	27,113	

(算出方法)

平成26年度処理量(推定)は、平成26年10月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成25年度人口(10月1日現在):117,116人、平成26年度人口(10月1日現在):117,272人。

\*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

## 2 平成26年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策

平成26年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び充実させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

### <優先して取り込む施策>

施策内容		主な施策（10月末時点）
ア	燃やすごみに含まれる難再生古紙を拠点回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：拠点回収の実施による難再生古紙の分別徹底を推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難再生古紙拠点回収の実施（9箇所）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
イ	希望者に対し、リユース食器の貸出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの貸出しの推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース食器無料貸出しの実施（12件）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
ウ	不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器などを別途回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：組成分析結果を基に方針を策定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理場にて選別・回収（実施予定）</li> </ul>
エ	子ども向け減量キャラクターを使用した、市立小・中学校や子供会への環境教育及び自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。（取組内容：出張講座の実施による主に幼児・児童とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（ごみ分別クイズの実施・生ごみの水切り体験・アニメーションDVDの上映・パネルの展示）（3回）</li> </ul>
オ	ごみ減量に対する理解と関心を深めることを目標に、「ごみ減量かるた」を用いた啓発活動を実施する。（取組内容：出張講座の実施による主に児童・生徒とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量かるたを用いた出張講座（実施予定）</li> </ul>
カ	水切りの重要性を周知徹底するため、水切りによる相乗効果を含めた効果的な啓発を行い、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：チラシの全戸配布及び出前講座や市内イベントなどでの啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（生ごみの水切り体験）（2回）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> </ul>

キ	<p>集合住宅所有者又は管理会社などとの連携及び啓発活動を強化し、転入者や単身者の多い集合住宅における持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討し、ごみ減量及び資源物の分別の周知徹底を図る。（取組内容：集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導及び啓発強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・集合住宅に係る関係者との連携による排出指導及び啓発強化（随時）</li> <li>・大学などとの連携による啓発強化（1件）</li> <li>・転入窓口にて、ごみ・リサイクルカレンダー及びチラシの配布並びにDVDの上映（随時）</li> </ul>
---	---	--

<充実させて取り組む施策>

施策内容		主な施策（10月末時点）
ア	<p>生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の新規申請者の拡大及び購入後の使用方法などに係る広報を行う。（取組内容：チラシの全戸配布及び使用実態の把握による申請者拡大施策の展開）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助（164件交付）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> <li>・利用者アンケート（実施予定）</li> </ul>
イ	<p>市立小・中学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポートを推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進（投入者延数2,250人）</li> <li>・市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援（随時）</li> <li>・ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポート（随時）</li> </ul>
ウ	<p>町会・自治会・集合住宅などへの大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、利用者の役割を明確化するなど実情を踏まえた自主的な取組を促す。（取組内容：補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の導入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
エ	<p>JA・市内農産物取扱店と行政との連携により、食品リサイクル堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。（取組内容：有機性資源の有効活用による地域の農業者や市民による循環的利用を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業従事者やJAとの連携（随時）</li> </ul>
オ	<p>一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：広報媒体の活用による剪定枝の分別徹底を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>

カ	粗大ごみの再生及び販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。（取組内容：リサイクル事業所*との連携によるリユース・リサイクルの推進）	・リサイクル事業所との連携（随時） *公益社団法人小金井市シルバー人材センターが運営する事業所。本市とシルバー人材センターにおいて「リサイクル事業に関する協定書」を締結している。
キ	再使用可能なくつ・かばん類を市施設にて回収し、資源の有効活用を推進する。（取組内容：広報媒体の活用によるくつ・かばん類の分別徹底を推進）	・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・専門雑誌での事例紹介（1回）
ク	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上並びに活動の活性化を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの啓発強化）	・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時）
ケ	リサイクル推進協力店認定事業所数を拡大し、市民及び販売事業者との協働によるごみの発生抑制並びにごみ減量意識の向上を図る。（取組内容：事業所への積極的な周知による認定事業所数10店舗への拡大を推進）	・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回） ・市ホームページでの周知（随時） ・認定事業所拡大へ向けた働きかけ（随時）（10月末現在の認定事業所数は6事業所）
コ	販売事業者（コンビニ・スーパーなど）の特定容器など（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パックなど）の自主的な回収・処理の拡充を図る。（取組内容：店舗への積極的な周知による自主的な回収・処理を促進）	・事業者が自主回収・自主処理を行うための店頭回収実施に向けた働きかけ（随時）
サ	事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制及び資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導などの実践に向けた指針の策定に着手する。（取組内容：一般廃棄物収集運搬業許可業者との情報共有による事業所への指導強化）	・事業所への個別指導実施（随時）
シ	ごみ相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性及び有用性に係る理解を深め、ごみ減量及び資源化を推進する。（取組内容：ごみゼロ化推進委員との連携によるごみ相談員制度の確立）	・ごみゼロ化推進員との情報交換（随時）
ス	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。（取組内容：市職員へのごみ減量及び資源化に向けた啓発の強化）	・庁内向け検査の実施（1回）

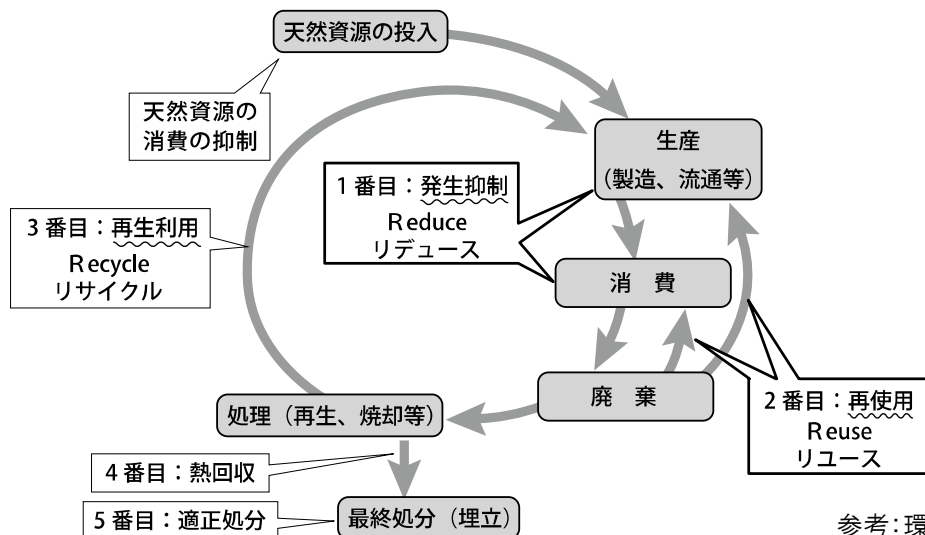
## 第2 平成27年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年1月、日野市、国分寺市及び本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。これに基づき、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を実施しています。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、更なるごみ減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っています。更に、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、同組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られています。最終処分場の長期安定的な運営を図るためには、埋立処分量の削減に取り組み、施設の所在する日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。



# 1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成27年度 計画処理量
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,464
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル* <sup>1</sup>		131
		布団をサーマルリサイクル		55
	小 計			12,650
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	資源化	鉄など金属を資源化	422
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル* <sup>2</sup>	1,212
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル	788
			埋 立	41
	プラスチック ごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,768
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	406
	小 計			4,637
有害ごみ	一部資源化・埋立		38	
資源物	資源化		9,649	
合 計			26,974	

(算出方法)

平成27年度計画処理量は、基本計画の計画初年度であることから基本計画との整合を図り、平成25年度処理量実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成27年度人口(推定):117,695人。

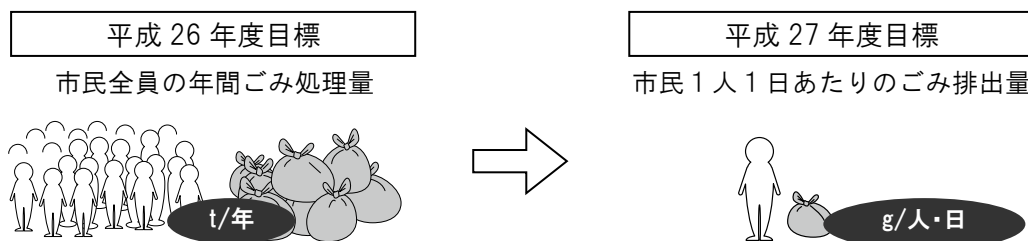
\*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

\*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

## 2 平成 27 年度減量目標

### (1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

平成27年度ごみ処理計画では、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として設定します。これは、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、平成26年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものです。



#### 【目標設定の考え方】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を平成27年度減量目標として設定します。平成27年度減量目標4gのうち、燃やすごみを約3g、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約1gの減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民1人1日あたりの排出量(g/人・日)	
		平成27年度(A)	平成25年度(B)
家庭系ごみ	燃やすごみ*	281.8	285
	燃やさないごみ*	34.4	35
	プラスチックごみ	53.9	54
	粗大ごみ	20.9	21
	有害ごみ	1.0	1
	合計	392.0	396
		平成27年度減量目標4g(B) - (A)	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

<減量目標における重点項目>

#### \* 燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

#### \* 燃やさないごみ

最終処分場の長期安定的な運営を図り、更に、施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、燃やさないごみの削減に重点的に取り組みます。



### 【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用  
(レジ袋1枚:約7g)



○マイボトルの利用  
(テイクアウト用コーヒー  
紙コップ1個:約12g)



○マイはしの利用  
(割りばし1膳:約8g)



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
(トレイ1枚:約3g)



## (2) 埋立処分量

東京たま広域資源循環組合の定める配分量\*未満とすることを目標とし、これを平成27年度減量目標(41t)とします。

\* 東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に毎年定められる

### 【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

#### 市民

##### 発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものは買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

##### リユース

不用となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

##### リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

#### 事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

#### 行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

### 3 施策の展開

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
<b>1 ごみを出さないライフスタイルの推進</b> <b>【最優先強化】</b> (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	ごみ減量キャンペーン（駅頭・イベント・店頭）	年15回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	3R行動チェックシートの作成	新規
<b>2 リユースの推進</b> <b>【充実】</b> (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 <b>【強化】</b> (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 <b>【検討・開始】</b> (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	新規
	リユース食器無料貸出し	年20件
	リサイクル事業所との連携	随時
	フリーマーケットの支援	随時
リユース施策の調査・研究	随時	
<b>3 分別の徹底</b> <b>【充実】</b> (1)組成分析の実施 <b>【強化】</b> (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析	年4回（可燃） 年2回（不燃）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・ごみ分別クイズなど）	年2回

	チラシの全戸配布	年1回
	戸別訪問による分別指導	随時
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	ごみ相談員との連携	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規
	分別方法の見直しの検討	新規
<b>4 資源循環システムの構築</b>	資源物戸別・拠点回収	随時
<b>【強化】</b>	有効利用先の確保（資源物）	随時
(1)資源物戸別・拠点回収の充実	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
(2)資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進	市ホームページでの周知	随時
(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(4)生ごみ堆肥化事業の推進	チラシの全戸配布	年1回
(5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年350件交付
<b>【検討・開始】</b>	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機購入費補助	年3件交付
(6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数2,500人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時
	地域の農業者やJA・市内農産物取扱店との連携	随時
	<b>生ごみの有効利用に向けた調査・研究</b>	<b>随時</b>
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	新規
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	新規
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規2箇所 (9箇所→11箇所)
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時
<b>5 啓発活動の強化</b>	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年1回
<b>【強化】</b>	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年4回
(1)広報媒体を活用した啓発活動の強化	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時
(2)分かりやすい広報媒体の作成	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(3)キャンペーンの実施	チラシ・アニメーションDVD・冊子などの活用	随時
(4)イベントへの出展	ごみ減量キャンペーン（駅頭・イベント・店頭）	年15回
(5)転入者への啓発強化		
(6)効果的な啓発活動の調査・検討		

	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年2回
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	他部署との連携強化	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規
<b>6 環境教育・環境学習の推進</b>	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
<b>【強化】</b> (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	広報媒体を活用した情報の提供	随時
<b>7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進</b>	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	随時
<b>【強化】</b> (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年1回
	市ホームページでの周知	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時
	地域ネットワークの構築	随時
<b>8 拡大生産者責任の追及</b>		
<b>【強化】</b> (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	随時
<b>9 事業活動における3Rの推進</b>	個別指導	随時
<b>【強化】</b> (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店の拡大 (6)店頭回収の推進	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	新規4事業所 (6事業所→10事業所)
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規2事業所 (9事業所→11事業所)
<b>10 市施設における3Rの推進</b>	庁内向け検査の実施	年1回
<b>【強化】</b> (1)小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表	随時
<b>【充実】</b> (2)進捗状況・実績報告の公表	市ホームページによる公表	随時

## (2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、最終処分量の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保	随時
	ふれあい収集	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	新可燃ごみ処理施設の設置に必要な事務手続	随時
	日野市及び国分寺市との3市による一部事務組合（浅川清流環境組合）の設立	7月
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請	随時
3 廃棄物関連施設の整備 【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時
	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時
4 埋立処分量・焼却灰の削減 【強化】 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時

## (3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応」という3計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 【充実】 (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備	随時
	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	随時

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携</div> <b>【強化】</b> (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">3 収集・処理できない廃棄物への対応</div> <b>【充実】</b> (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供	随時
	専門に取り扱う業者との情報交換	随時

#### (4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 不法投棄防止体制の確立</div> <b>【充実】</b> (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロール	随時
	啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応	随時
	市民・事業者・その他関係機関との連携強化	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 環境負荷低減の推進</div> <b>【充実】</b> (1)収集車両への低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び要請	随時
	グリーン購入	随時

#### (5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 計画の進行管理の実施</div> <b>【強化】</b> (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 ごみ処理コストの検証</div> <b>【充実】</b> (1)一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開 (2)環境基金の有効活用	情報の公開	随時
	環境基金の有効活用	随時

### 第3 ごみ処理体制

#### 1 家庭系一般廃棄物

##### (1) 戸別収集(回収)

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用市指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集(回収)しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集(回収)の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙・落ち葉(2袋まで)など	週2回/委託	市指定収集袋(黄)	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	市指定収集袋(青)	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	市指定収集袋(青)	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	ガラスびん(飲料用・食料品用)	2週に1回/委託 かごなどに入れる	
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託 かごなどに入れる	
	空き缶	アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓子缶・茶缶など)	2週に1回/委託 かごなどに入れる	
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託 かごなどに入れる	
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用(醤油・みりんなど)	2週に1回/委託 かごなどに入れる	
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
		雑誌・ざつがみ	週1回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
布		週1回/委託	透明又は半透明の袋	

資源物	枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm程度まで）・雑草類・落ち葉	指定日/直営・委託	<申込制> 枝木 ひもで縛る（1束から） 雑草類 透明又は半透明の袋（1袋から） 落ち葉 透明又は半透明の袋（3袋から）
	乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物	週1回/直営	<申込制> 市指定専用容器に入れる。

## (2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、拠点回収を実施しています。分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月2回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（醤油・みりんなど）	週3回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	月3回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週1回/委託
	乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生成物など	週2回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

## (3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	支援先焼却施設で焼却（委託）		焼却灰をエコセメント化（東京たまエコセメント化施設）
燃やさないごみ	破碎・選別（委託）	金属・破碎後のプラスチック類など	中間処理場 ・鉄・アルミなど金属を資源化（民間処理施設） ・破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル（民間処理施設） ・破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル（民間処理施設） ・一部は埋立（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）



プラスチック ごみ	選別 (委託)	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に引き渡し資源化
		容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル（民間処理施設）
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	木質家具などは板状に分解 (ふとんは中間処理をしていない)	中間処理場	木質家具などをサーマルリサイクル（民間処理施設）
				ふとんをサーマルリサイクル（民間処理施設）
				再使用可能なものを修理し販売（リサイクル事業所）
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	自転車・保管庫など大部分が金属のもの	中間処理場	自転車・保管庫など大部分が金属のものを資源化（民間処理施設）
	破碎・選別 (委託)	上記以外の複合素材・金属・破碎後のプラスチック類など		鉄・アルミなど金属を資源化（民間処理施設）
				破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル（民間処理施設）
				破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル（民間処理施設）
				一部は埋立（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場） 再使用可能なものを修理し販売（リサイクル事業所）
有害ごみ	破碎・選別(委託)	中間処理場	一部資源化・埋立（民間処理施設）	
びん	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	
スプレー缶	穴あけ・プレス(委託)	中間処理場	資源化（民間処理施設）	
空き缶	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）	
金属	選別(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）	
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙等処理場	一部を容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化	
			一部を民間処理施設で資源化	
古紙			資源化（民間処理施設）	
布	選別(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）	
枝木・雑草類・落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	
乾燥生ごみ			堆肥化（委託）	
トレイ	選別・減容(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	
ペットボトルキャップ			NPO法人に寄付し資源化	
くつ・かばん類	選別(直営)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）	
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	

## 2 事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-9-24	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)多摩フレッサ	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 962-1	042-557-2220
中央資料(株)	千代田区岩本町 1-3-9	03-5822-1617
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
東和産業(株)	小平市花小金井 1-36-1	042-465-5514
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-15	042-576-9750
(有)中川産業	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336

(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区鷺宮 4-37-14	03-5356-6466
(株)武蔵野トランスポート	武蔵野市八幡町 1-5-2	0422-55-3091
(有)山下商事	東久留米市八幡町 2-11-53	042-473-3761
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

平成 26 年 11 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用市指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用市指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、以下のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用市指定収集袋（赤）（紙おむつ含む、落ち葉（2袋まで）は除く）
燃やさないごみ		事業用市指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用市指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	
古紙		家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45l 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
枝木・雑草類・落ち葉		< 申込制 > 3 束（袋）まで排出することができる。 枝木：ひもで縛る、雑草類：透明又は半透明の袋、落ち葉：透明又は半透明の袋（ただし、2 袋までの落ち葉は燃やすごみとして排出することができる）

## 第4 市民・事業者・行政の役割

### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(23～24ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

### 2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アイル・クリーンテック(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所

沢市)、有限会社ブライtpick(千葉県柏市)、株式会社フジコー(千葉県白井市)、エルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)など)にて適正に処理します。

(3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組めます。

(4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組めます。

### 3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組めます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけを行っていきます。

## 第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

### 1 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来28年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定です。

(1) 施設名称: 小金井市中間処理場

(2) 所在地: 小金井市貫井北町1-8-25

(3) 処理能力: 30t/5h(型式: 高速回転複合式堅型破碎機)

### 2 最終処分場・エコセメント化施設

本市の不燃系ごみ及び粗大ごみは、中間処理場で破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っています。また、焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、同組合が、平成18年(2006年)から東京たまエコセメント化

施設を稼働し、セメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られています。

- (1) 施設名称:日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地:東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

## 第6 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン  
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの  
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材のものは除く)、フロンガスを使用している製品など  
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ  
(メーカーにより自主回収)

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針  
(市内薬局により自主回収)

## 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

## 第8 生活排水処理について

### 1 収集運搬

生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

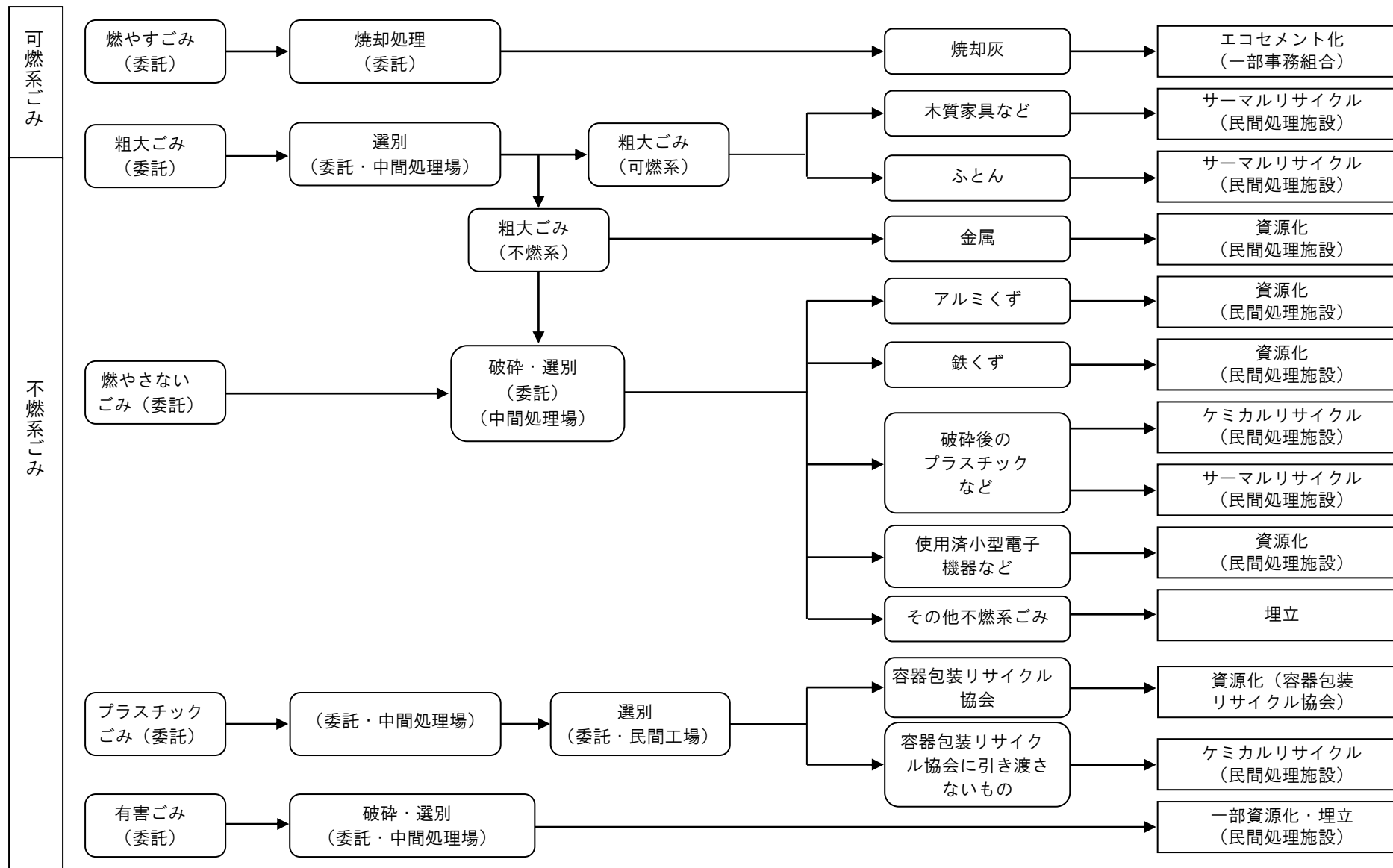
し尿及び 浄化槽汚泥	排出者	収集運搬 見込み量 (kl/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	一般家庭			77	
事業所	随時				

### 2 処理

本市で発生する生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理します。湖南衛生組合し尿処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を6kl/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

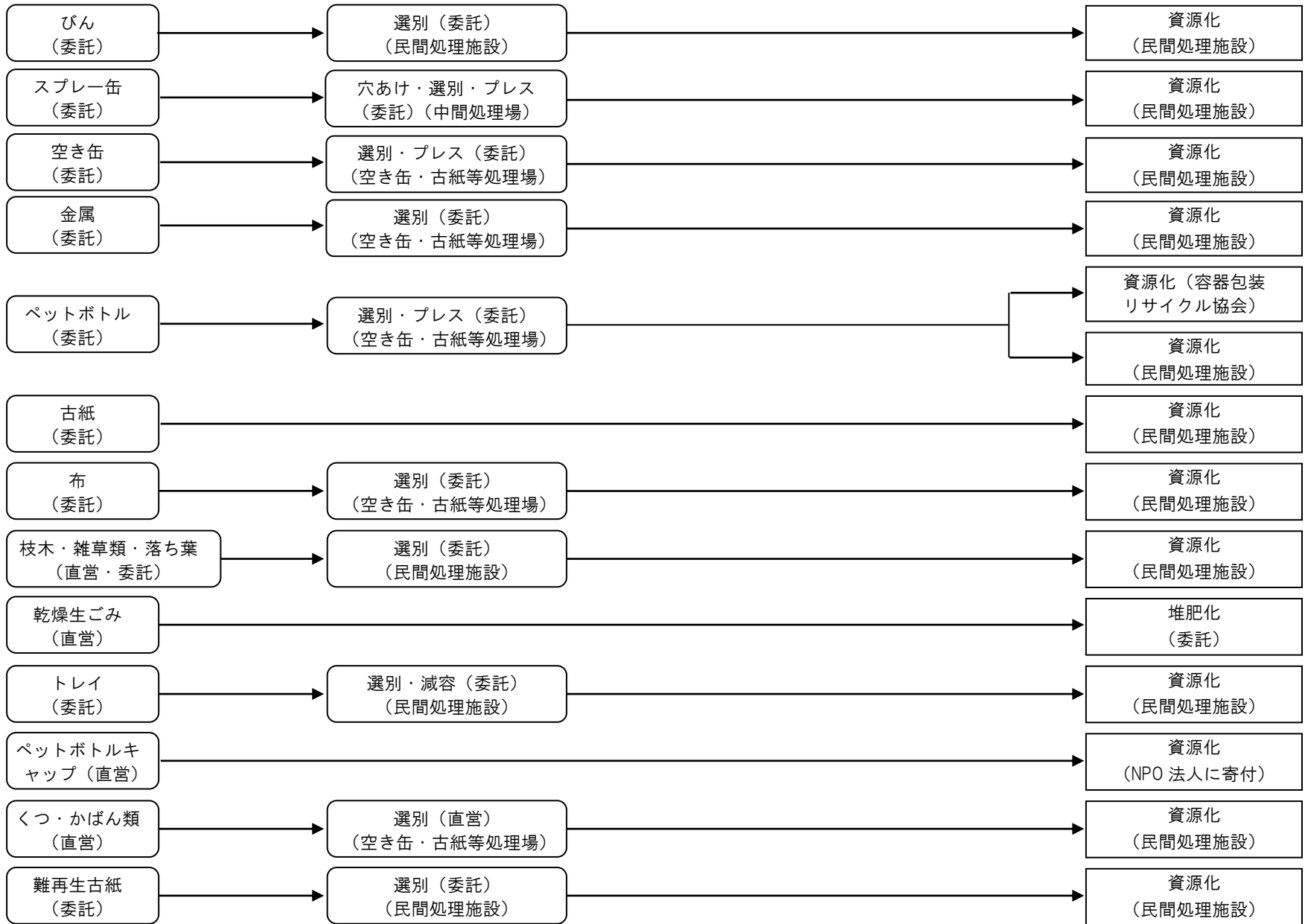
- (1) 施設名称: 湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地: 武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力: 6kl/日
- (4) 処理方式: 希釈前処理方式

別紙 平成 27 年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図





資源物



## 【目標年度におけるごみ種別目標値の内訳】

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて設定した市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標値			
<u>平成36年度までに基準年度からマイナス10%減量 356g/人・日以下</u>			
	現状 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成36年度)
基準年(平成25年度)の 家庭系ごみの排出量 原単位: 396g/人・日	396g/人・日	376g/人・日(5.0%)(▲20g/人・日)	356g/人・日(10%)(▲40g/人・日)
燃やすごみ	285g/人・日	269g/人・日(▲16g/人・日)	253g/人・日(▲32g/人・日)
燃やさないごみ	35g/人・日	32.5g/人・日(▲2.5g/人・日)	30g/人・日(▲5g/人・日)
プラスチックごみ	54g/人・日	53g/人・日(▲1g/人・日)	52g/人・日(▲2g/人・日)
粗大ごみ	21g/人・日	20.5g/人・日(▲0.5g/人・日)	20g/人・日(▲1g/人・日)
有害ごみ	1g/人・日	1g/人・日(▲0g/人・日)	1g/人・日(▲0g/人・日)

▲基準年数値から削減値